

第一 近世城下町の成立

一 戦国期から近世の城下町へ

戦国期の城下町 日本の城下町の歴史のなかで安土あづち(近江おうみ)の存在は大きい。天下統一への道を切り開いた織田信長、あるいは天守を持った安土城の名とともに、ここに城下町が建設されたことの意味は大きい。

織田信長は領国の拡大とともに清須きよすず、小牧こまき、岐阜と居城を移し、天正四年(一五七六)に安土に至っている。それぞれに城郭と城下の建設に特徴がある(小島五郎)。これまで明らかになっていることは、清須には惣構そうがまえのなかに信長らの住む大型の方形館と周辺に直臣的な家臣が住む小型の方形館があり、直属の商工業者がその間を埋めていた。この惣構えの外にある複数の神社付近には市町がある、という二元的な構造である。小牧になると、平地の方形館とちがって山城やましろとなり、城下には長方形街区と両側町りょうそくちによる商工業者の居住区が展開していた。ただ、家臣団の屋敷は周辺に散在していたと見ている。次いで岐阜では、信長らは山城に居住し、山麓には居館や家臣団の屋敷地があり、旧領主の居

住地や尾張からの商工業者を移して町並みを形成し、惣構えで囲っていた。ただ、家臣団の屋敷は必ずしも集中していたわけではない。惣構えの外に三カ所の市町が存在するという二元的な構造は、まだ払拭されていない（小島一九九〇）。

信長は上洛後に近江を領国化し安土に居城を移した。ここでは旧領主の城郭である観音寺城と城下の石寺いしでらを使わず、琵琶湖に近い安土に城郭と城下を建設した。山頂部の天守は新支配者の存在を誇示するシンボルともなり、山腹から城下にかけて家臣団の屋敷地が展開し、安土への移転の強制も見られた。他方、武家屋敷地の西南に長方形街区を基本とする町屋地区まちやが出来、市場が分離する二元的な構造はここで否定され、一体化された城下域への商工業者の集中が見られている。

小島らが指摘する、清須から安土に至る城郭と城下の推移のなかで注目すべきは、第一に平地に方形の居館を建て、分散的に屋敷群を配置する守護所の段階から、山城と山麓の居館がセットになり、家臣団の屋敷や直屬商工業者を惣構えのなかに囲う戦国大名の居城地へと展開していることである。第二は、これまで城郭の城下とは別個の存在であった市町の機能を吸収し、城下の町屋地区を整備していったことであろう。寺社の門前、あるいは街道筋に展開していた市町は中世的経済の所産ともいえるものであるから、この存在を否定し吸収したところに成立した城下の町屋地区は、まさに近世の到来を告げるもので、変化を明確に示すものとして注目されよう。

地域性と類型化

戦国期から織豊期しよほうにかけての城下町の研究で注目されるのは、それらが文献史学

だけの成果ではなく、歴史地理学や考古学、あるいは建築史学との学際的研究の成果といえることである。この時期の城下町研究は、その後も地域を広げながら共同研究が行われ、現在に至っている。小牧、岐阜、安土はもちろん、長浜ながはまや大坂などの各城郭や城下の遺跡発掘の成果から、城下町の街路や地割り、惣構えの年代考証、あるいは比較研究がなされ、織豊期城下町成立のシエーマを検証しようとしている（内堀ほか二〇〇〇）。なかでも興味深いのは、小牧の地割りや街区の先進性の背景、安土城下への一元化の根拠となった惣構え土手の評価、安土以後の城下町プランの継承は大坂で見えるべきといった意見である。これらは、小島らの指摘が明快なだけに、個々の城下町が成立したさいの多様な視点からの再検証はどれも必要なことだと思われる（仁木ほか二〇〇〇）。

そのうちの一つに地域性の問題がある。これまで取り上げられてきた主な城下町は、尾張・美濃・近江などの地域である。この地域の持つ重要性は確かであるが、ここで得られたシエーマをどう一般化していくのか、という課題がある。小島らも前述した論文の後半で、織豊期城下町としての越後の春日山かすがやま、安芸の吉田、土佐の岡豊おかほうを選び、それぞれの居館ないしは山城の建設、城下中心部への家臣団の集中度、直屬の商工業者、そして市町との二元性の構造などについて、移動が必要だった事情も含め、地域を広げて検討しているが（前川ほか二一九九）、ここでは下総結城しもつゆきの戦国期の城郭と城下の実態と性格についての市村高男の論文を見ていきたい（市村一九九〇）。

図1に描き出された戦国期城下町は、第一に実城という本丸を含めて五つの曲輪まがらみとそれぞれの宿・

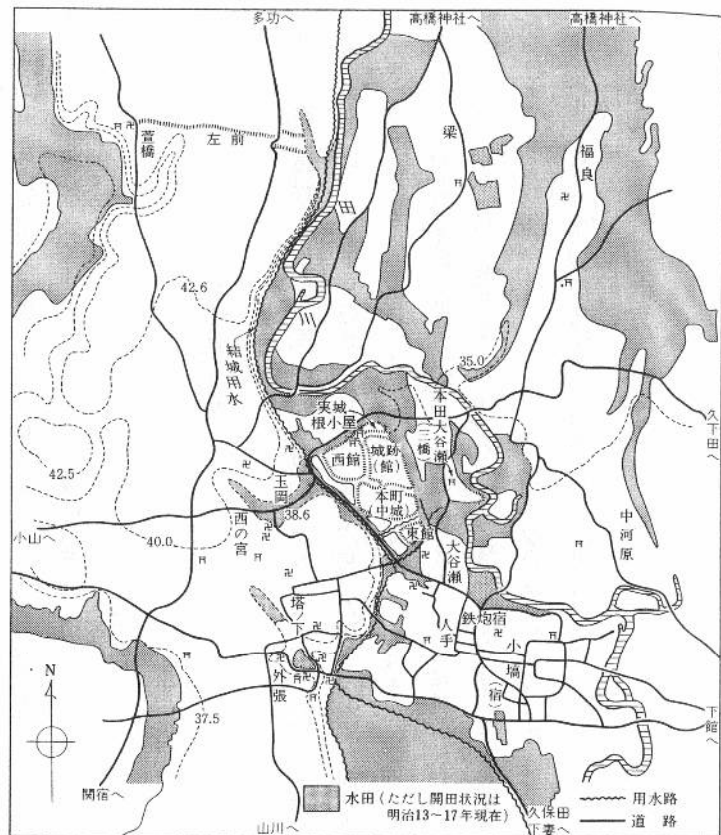


図1 戦国期結城城下町の復元図
(市村高男「関東の城下町」『講座日本の封建都市』三 所収)

町とで構成され、都市プラン全体は分散的、多元的である。第二は多様な諸階級・身分・職種の人が混住しており、侍町・寺町・町人町というように地域的に分離されていない。第三として宿や町はその周囲に防御施設を備えた軍事的色彩の濃い集落で、一般の農村集落とは区別される。第四に要害の堀や築地などはいうまでもなく、町々の木戸・橋の普請や作事は所役として課されており、番役も義務づけられ、治安維持を担っている、といったことが指摘されている。市村は、結城に近い常陸の下妻や下野の小山などでも戦国期城下町を検証し（市村「五西」、これらを含めて、どこも曲輪ごとの独立性が強く、城主の曲輪を中心とした求心性の弱さを指摘しており、併せて城下の町々の所役の負担も明らかにしているのが印象に残る。

こうした結城の城郭と城下の構成を全国的な広がりの中で位置づけるとすれば、千田嘉博の整理した戦国期城郭の五類型のうち、東北―関東に見られた東国館（曲輪）屋敷型城郭に入るのだろう（千田2000）。この東国館屋敷型というタイプは、広大な城域と独立性が強い曲輪の集合で、曲輪ごとに職人層を抱え、隣接する神社での市の開催も考慮すると、商工業者を城下に出していない点特徴であろう。次いで、千田は清須を含めて関東から北九州にかけての城郭と城下について、平地に方形の居館と山城がセットになり、惣囲いのなかには家臣団の屋敷と直属の商工業者が居住し、その周辺に市場が存在するという類型が見られた地域を設定している。この二つの類型のほかに、北海道のシヤチ型、南九州の群郭型城郭、沖縄・南西諸島のグスク型が見られると千田はいう。

千田の戦国期城郭の地域性に関する見解は、膨大な発掘資料を読み取り大胆な類型化を試みており、興味深い。問題は、こうした地域性のある戦国期城郭と城下が、安土・大坂に代表される織豊期の城郭や城下にどう編成替えされていくのかということになる。

二 近世城下町の成立

新城下町の建設 戦国期の城下町から離れて新しく城下町を建設する動きは顕著である。信長が、安土に新しい城と城下町を建設したさい、近江六角氏の拠点であった観音寺城と城下の石寺に固執しなかった意味は大きい。信長の武将たちが、浅井氏の小谷城とその城下を引き継がず、天正二年（一五五）に長浜に新しい城郭と城下を建設していったこと、さらに越前朝倉氏の城下であった一乗ヶ谷を放棄し、翌三年に北の庄（福井）に社寺や町民が移したことは注目されよう。これは単に旧領主の拠点を忌避したというだけでなく、その意図は、他の城下町建設の状況にも共通するものがある。

天正年間を通じて、城郭と城下町建設の状況を見ると、安土や長浜のようにこれまでと違う場所に移動しているのは、播磨の三木ではなく姫路（天正八年）、信濃の真田から上田（同一一年）、伊勢の松ヶ島から松坂（同一六年）などで、江戸が天正一八年（一五五）に新城下を建設したところ、結城も移動している。さらに京都の聚楽第が天正一九年に建設され、「京都の近世都市化」（小野五郎）と謳われた

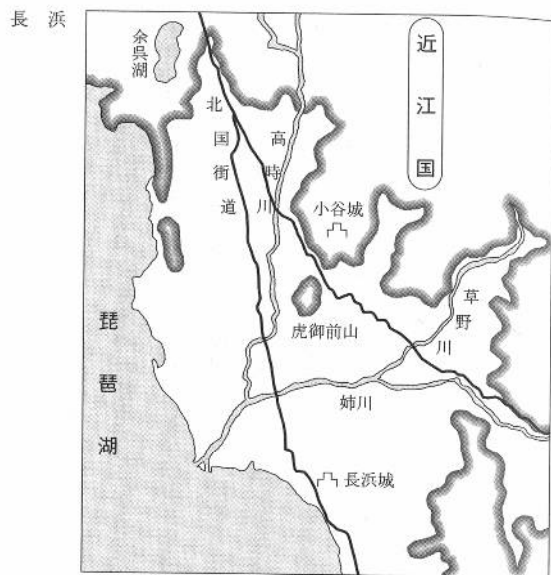
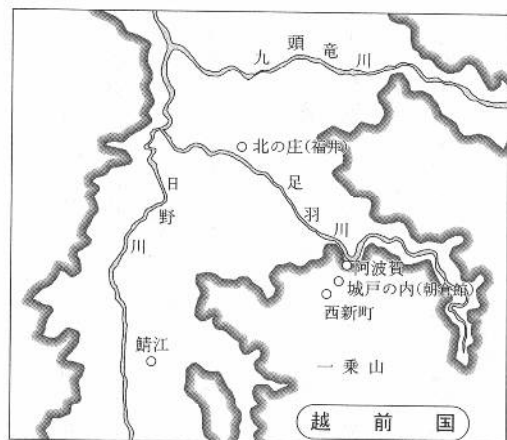


図2 城下町の移動略図（明治初年の陸地測量局地図をもとに作図）



北の庄（福井）

のも、こうした流れだろう。

他方、これまでの居城地を動かさないとすることも当然ある。大坂は石山本願寺跡に、そして金沢も金沢御坊の跡を引き継ぎ、改めて城地としている。信長と敵対した本願寺勢力の拠点であり、寺内町も抱えていたが、どちらも天正十一年（一五七三）に本願寺跡に城郭を築き、城下を再編・改造している。

このほかにも信州松本（天正一〇年）、大和郡山（同一三年）、会津若松（文禄元年）なども城地を動かしていない。

慶長・元和期には、政治情勢の動向ともからんで、国替え・転封が激増したこともあって、城郭や城下の移動や改造の動きは全国的に見られる。この時期に新城下に移動した主なものは、高崎、福岡、仙台、松山、佐賀、高知、久保田（秋田）、彦根、萩、今治、松江、名古屋、弘前、篠山、高田と多い。これに対し、城地を動かさず再編・改造としたのは、宇都宮、和歌山、福知山、桑名、水戸、鹿児島、熊本、米沢が主なもので、これまた少なくない。もちろん、新城下に移動しても、旧城地を改造するにとどめたのも、共通する状況に対応した、ある狙いを持っていたといえてよい。城郭と城下の地を移動させている理由として知られているのは、天正八年（一五八〇）の小寺孝高が秀吉に拠点と考えた三木は「播磨にとりてはかたつかたなり、我すみぬる姫路こそ国の中にして舟の便もよし、此国をしらん人は此所こそよかるべし」という献言であろう（小野五二）。同じような見解を述べているのが宇喜多直家の岡山選定の経緯である。これまでの沼の城は城内も城下も所狭く屋敷を割り付けることがで

きず、居城とすることができない。だが、岡山は山下が非常に広大で東の大河は海に通じ運送よく、これからは繁盛すべき土地ならばこの城に移るべしと、「備前軍記」（吉備群書集成）は記している。

これまでの山城などの要害にこだわるより、国の中心で交通の便がよいところを新城地としている。この理由だと、前述した小谷でなく長浜へ、あるいは一乗ヶ谷から北の庄への移動の意味を理解することができるといえる。いくつかの事例からこの意味を考えていこう。

『新修島根県史』によると、慶長五年（一六〇〇）に出雲に入部した堀尾晴久と忠氏親子は、要害面の懸念、河川の氾濫、城下の狭隘などにより富田城からの移城を決意したが、候補地の二地点の広狭をめぐって意見が別れ、最終的には知行高と見合う広さを重視する忠氏の意見が通り松江が造成されたという。また同じころ薩摩の島津義弘と家久親子の間でも、城地の移転をめぐって防衛面や土地の肥沃さなどから新しい土地（帖佐）を選ぶのと、これまでの城地への安心感とのやり取りがあった末に、結局は現状維持（鹿児島）となった経緯が『鹿児島市史』に記述されている。

もちろん、親子の間だけでない、新城地の選定にはさまざまな議論があった。元和四年（一六二八）の池田光政の国替えのさいに鳥取城下の狭さがネックになり「衆議一決せず」、ほかの三カ所の候補地も含めて、もと守護の居城地や領国のなかの位置、あるいは地理的条件などが検討され、ほぼまとまり測量にも着手したところもあったが、それでも決断できず、再び鳥取にもどり城下拡充の方向になったと「池田家履歴略記」にある（鳥取県史）。こうした衆議をふまえていくつかの候補地を挙げての

家康の決定に委ねることもあった。彦根や名古屋の事例がそれに当てはまる。

慶長八年(二〇三)に井伊直政は石田三成の旧領国を受け継いださい、家康と会い旧城地の佐和山と磯山、金亀山の三カ所のなかから新城下を磯山に決めていたが、直政卒後は家臣の意見で湖岸の平場で諸事勝手がよい金亀山(彦根)を改めて選んで了解をえたという(新修彦根市史)。また、名古屋の場合も、慶長一二年(二〇七)に水害を懸念して清須からの移動を計画し、徳川義直の家臣山下氏勝が実地で検分して家康に会い、古渡、名古屋、小牧のうちから名古屋が選ばれている(新修名古屋市史)。最終的には時の権力者の判断を仰ぐという手順を踏むことがあったとしても、この前段階には家中で、また専門家を含めての衆議があったことは当然だろう。そこには、底流としては城下の広さとか、交通上の立地の良否があったといっよい。

慶長七年(二〇二)に伊予松前の城主加藤嘉明は海に臨む地を離れて平野の中心にある松山に築城し城下町を建設している。同じ頃、出羽土崎の湊城に入った佐竹氏は慶長八年には内陸の久保田に城郭を移している。また、元和八年(二二三)に酒井忠勝が亀ヶ崎(酒田)でなく鶴岡を選択したのも同じような事情といえよう。

天正から慶長にかけての新城地の建設で重視されていたのは統治の観点からの領国内での位置と、そこでの土地の広狭であろう。城郭の防衛上の良し悪しもあるが、それより城下にある程度の広さが求められていたといっよい。

武家地の確保 城下の広狭が関心事となった、というのは端的に言えば武家地の確保である。領内に散在していた有力部将が城下に集中し、軍役規定に見合う家臣団を確保するとすると、これまでよりはるかに広い屋敷地を必要としたのである。国替えなどの場合は、武家屋敷だけでない、ゆかりの寺院や直属の商工業者まで、扶持を受けていた者は「老人も残らず召し連れ」、移動するのが当たり前だったので(津輕藩初期文書集成)、それらを収容するだけの屋敷地が必要だったのである。

新城下町が建設される場合、城郭と武家屋敷、そして町屋敷などは、一つのプランで構想されるだろうが、実際の工事も含めて軽重がある。城郭の建設と武家屋敷地の確保が優先された。新しく城下を移した場合はそれが明確になる。伊予の松山では慶長七年(二〇三)正月、天守、二の丸、三の丸、大手の門、矢倉などを築き始め、「家中の地割を定めて後、同六月朔日より商家の地割あり」と「松山叢談」(愛媛県史)に記録されている。松前などから移された町人たちの地割りは半年遅れて始まっている。彦根でも、城郭の構築と併行して城下の「武家の地割り相済て町家へ割り渡せる時、本町より割始め」(新修彦根市史)とあるように、慶長九年には武家屋敷の地割りが終了し、引き続いて町人の居住区の町割りが始まっている、と記録されている。

他方、城地を移動しなかった場合でも武家屋敷地の確保が改造の眼目となっていた。会津若松では、芦名家や伊達家の城郭と城下を文禄元年(一五九二)に蒲生氏郷が大きく変える工事に着手した。まず外堀を設け、郭内と郭外とに分け、郭内には城郭を中心に武家屋敷を、郭外には町屋敷を置く、地域区

分をはっきりさせたのである。これまで郭内にあった町人町を郭外に移し、いわゆる土庶雑居の状態を解消している（会津若松史）。会津若松のように既存の城下を改造し、武家屋敷地を確保するケースは多い。秀吉が慶長三年（一五九）に行った大坂城三の丸の大工事も同じ性格のものである。この工事で、惣構えのなかにあった上町などの町人を船場などに移して三の丸とし、伏見から大名屋敷を移転させる用地としたのである。この工事で大坂の都市形態は大きく変貌したといわれている（内田三三）。もう一つ、武家屋敷地の確保のために、街道の付け替えが行われていた。水戸は、佐竹家が出羽に国替えになったあとも、台地上の城郭の前には武家屋敷と町人町があったが、寛永二年（一六二五）に東南の低湿地を埋め立て田町とし、街道を通して大町などの町人地を移し、武家屋敷地を拡大している（水戸市史）。二本松でも武家屋敷地の確保のため、街道の付け替えを行っている。寛永二〇年（一六四三）に二本松に入った丹羽光重は城郭の前面にある観音丘陵の内側すべてを武家屋敷とする工事を始め、図3のように外側に奥州街道を移して町人地とした（二本松市史）。

城下町の建設が、武家屋敷地の確保に直結した背景は、天正―慶長期の相次ぐ出陣や普請役に即応する家臣団の増強、人数の増加が求められていたし、元和元年（一六二五）の一国一城令も影響して、新

城下での武家屋敷地の確保が求められていたのである。

町人地の設定 新しい城下町には広大な武家屋敷が必要であったが、それだけでない。城下には町人地や寺院も取り込まれていった。町人地は、天守を仰ぎ見る大手口に連なる町人町の並び方をタテ

二本松城下町

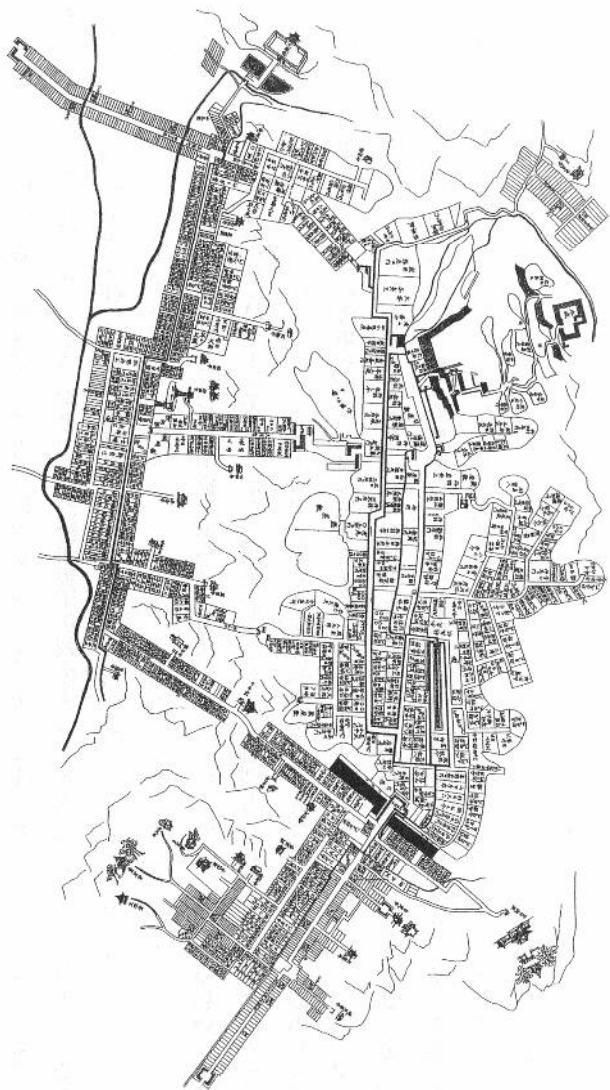


図3 二本松城下の武家地と町人地（元景絵図『二本松市史』所収）

町型ともいう。天正・文祿期に出来た城下町にはタテ町型が多い。著名な事例は江戸であろう。天正期の江戸は、江戸城―奥州街道ぞいの本町―江戸湊―浅草寺と連なる線がタテの形になる。ところが慶長八年（一六三三）以降の大工事で、数多くの武家屋敷地を創出すると同時に、神田・日本橋・京橋という東海道ぞいの城郭に対しヨコの形を取る下町が出来ていったことで大きく変わったという（矢守一九六〇）。

城郭、特に天守に対してタテとヨコの関係にある城下町の事例を挙げていこう。長浜の場合、大手町とそれに並行する東西の町並みと南北に走る北国街道ぞいのヨコ町型とが並存するが、地割りからするとタテ町型が上位になるといふ（長浜市史）。同じく近江八幡でも、大手橋に面した町並みはタテ方向で、京街道ぞいなどの町並みがヨコ型の町通りも見られるという。広島、駿府、そして名古屋でも同じような町割りの傾向を読み取ることができる。矢守一彦はタテ町を構成するようなあり方は、それ以前の戦国期の城下の延長線上で理解できるが、最寄りの街道、あるいはそこに形成されていた町屋群を新しい城下町のなかで一体化させ、大手前を通過するように組み込んだことでヨコ町が成立したのでらう、といっている（矢守一九六〇）。

城下の町割りがタテからヨコへ推移していく方向は間違いない。広島も拡張を続けていくに従い、西国街道ぞいを中心に町屋が増え、ヨコ町型の城下町になっていった。福井にしても、最初の城下を形成した一乗町や魚屋町など一乗引越しの町々は桜御門に対してタテ方向の町割りになっているが、意味のあることだった。

要するに、町人地が城に対してどう向き合うか、ということである。大手に直結した町並みから街道ぞいの町並みに早い時期から軸足を移していく変化を読み取れるかということである。城下町の建設のさい、印象深いのは街道などの付け替えが数多く見られることである。

広島では城北を通過していた西国街道を城南に付け替えて城下の町々の間に通したのは福島時代だといわれる。岡山にしても西国街道を北側から転じて城下を通過させたのは城下の建設のさいだといわれている。西国街道の付け替えは姫路や明石の建設のさいにも行われている。奥州街道でも、城下での通し方を変えている。宇都宮は、西から入り北へ出る道路に直し、城下町の原型としたのは元和年間である。白河でも、寛永年間にこれまでの城郭と街道との結びつき方が変えられている。

新しい城下町に街道を引き込むことにより、領内外との交通の中心にしようとした意図は明らかである。この方針により町人地も城の大手に直結するタテ町型から街道と結ばれるヨコ町型へと推移していくのだろう。なお、この領内外との交通という点で無視できないのは、城下町の外港とでもいえ

る湊町が設定されていることである。近世城下町の成立期から、城下町が湊町を抱え込んでいるケースは多くない。江戸、大坂を別格にすると、高松、和歌山、吉田などである。多くの城下町は少し距離を置いたところの湊町を別に置いている場合が目立つ。久保田―土崎、金沢―宮腰、姫路―飾万津、熊本―川尻などが知られた事例である。その多くは廻米などの海運と関わるためといわれ、その視点から諸藩ともに慶長・元和期に外港の整備に力を注いだと指摘した中井信彦は、『明治以前大日本本土史』などから、幕領も加えて一八の事例を紹介している(中井一六六)。この湊町の位置が城下町のプランに直截的に関わることはないが、直結する道路の設定などもあり、街道取り込みの町人地設定の一環として取り上げておきたい。

寺町の成立 近世初頭の大坂や金沢、また尼崎などは、かつての本願寺系統の寺内町の跡に近世の城下町を建設していった。武家屋敷を確保し、町人地を配した近世の城下町では寺社はどのように位置づけられたのだろうか。

金沢の寺院は正徳年間で二二六を数え、ほぼ三地域に集中しているという(金沢市史)。犀川南の寺町台地、浅野川北東の卯辰山の山麓、そして南東部の小立野台である。それぞれに日蓮宗、曹洞宗などが多く集まっている傾向はあるが、注目すべきことは一向宗(浄土真宗)の寺院の多くが寺町に集中せず、城下に分散していることである。もちろん、一向宗の寺院の多くは故地から移動させられ、かつての存在感は見られないが、元和・寛永期に成立したといわれる寺町群とは異なる存在であるこ

とが窺われる。福井の貞享年間の寺院数は一四四を数える(福井市史)。寺町は主として四カ所にあり、西御堂寺町、田原寺町に一向宗の西派と東派の寺院が集まり、他の二カ所に曹洞宗、日蓮宗、真言宗の寺院がいずれも近世初頭に計画的に寺町として集められたという。

金沢や福井の寺院では信者の多い一向宗の問題を除くと、周辺部に寺町が出来、多くの寺院が移され、集められたことは注目しなければならない。そのさい、対照的なのが神社であろう。名古屋の城下町としての形成過程を見ると(茨五七)、武士の館や大寺院を中核として、その周囲に小規模な町場や百姓家が展開している中世的な構造が近世城下町の建設が進むなかで解体され、そのさい寺院は移動させられていくが、天満宮などの神社系統は移されずにそのまま残されているという。神社系統の場合、土地と結びついた鎮守としての性格があるからだろうと指摘されている。ただ、佐賀の神社は佐賀城を背にして参道が通り、町割りや屋敷割りにも影響を与えている。寺院も寺町を作っているというよりは、町なかにあつて個々に門前の町場を作っていて、中世寺院のあり方を継承しているのが印象的である。

もっとも、こうした中世的寺社が近世城下町の形成に影響をあたえているというケースは多くない。近世城下町の成立期には寺院の多くが寺町に移されているのが大勢である。「近世都市と寺院」(伊藤一五七)によると、大坂の近世寺院は三類型に分けられ、①城下の縁辺部に寺町を形成するもの、②町なかに散在する寺院、③城下に接する在方に立地する寺院で、寺院を中核として門前や子院地区を付

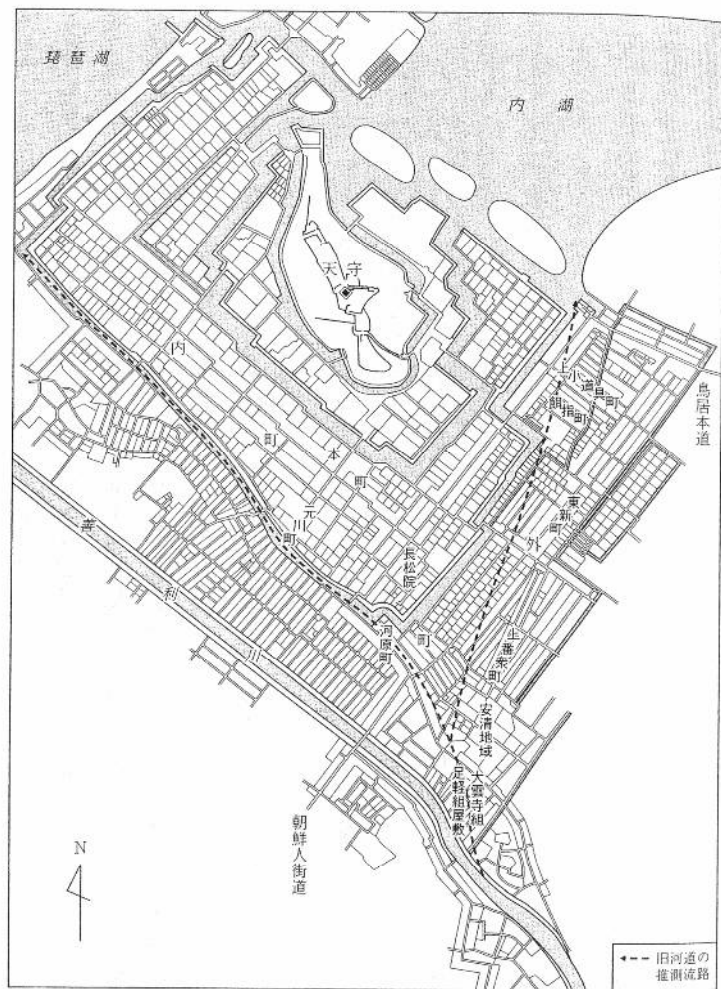


図4 彦根善利川(芹川)の付け替え流路関連図(『新修彦根市史』2所収)

属するもの、としている。全国規模で城下町のなかの寺町の状況を見ていくと、伊藤の分類した①の寺院が圧倒的に多いといえよう。

城下町のなかで寺町の位置などは、城門からみて鬼門の方角になるところとか、城郭防衛の一翼を担う意味がある、ということも指摘されることがある。確かに、惣堀ぞいの南方の出入り口(丹波亀山)とか、町人町と武家屋敷地の間に寺町がある(豊後白杵)、「城困い」と称して城下町の西側の山麓に寺社が集められ寺町になっている(信濃飯山)例もある。いずれも城下町建設時に寺町がどう組み込まれていたかを教えてくれる事例だろう。

大規模な土木工事 城下町が建設されたさい、前述した水戸や鳥取だけでなく、各地で河川の改修工事が行われ、干潟や低湿地の埋立て工事が進められた。彦根の築城工事(慶長九年)で最大の難関は善利川(芹川)の付け替え工事だったという(図4)。これまで彦根山の南東部から北側の内湖に注ぎ込んでいた善利川を付け替え、城下の西南をまっすぐに流し、琵琶湖へと流れを変える工事であった(新修彦根市史)。鳥取では、狭小な城下を拡大するために、これまでの惣堀を埋め、新しく惣堀(袋川)を開くことをした。元和五年(一六二六)に「新川をホリ、河水を通し、鳥取の惣郭をめくらし、元の川を塞ぎ、此前より四町はかり西南田野の中へ出し」(池田家履歴略記)という工事が始まっている。彦根と鳥取の場合、共通するのは、城下の外側を確定する工事となっていることである。

熊本では、阿蘇から流れ出る白川が城下に何度も洪水をもたらし、被害を与えていたこともあって、

曲折のあった河道の付け替えや直流化する工事を慶長二年(一六二五)に行っている。これにより、武家屋敷地を広げ、新町など町人町を設置することが可能になったという。丹後田辺(舞鶴)の築城と城下町の建設は、これまでの河川の流路を変え、伊佐津川(惣堀)に瀬替えをすることが必要だった。この工事により田辺城以南の洪水の防止と湿地帯の改善が可能になり、武家屋敷地の確保に直結し、家臣団の増強、人数の増加が可能になったという。

次に、干潟や海面の埋立てが見られた城下町の例を見ていこう。豊後佐伯では、文禄二年(一五五三)の築城と並行して城の南東にある干潟を埋め立て、城下町としている。福山は元和五年(一六二五)に芦田川の沖積平野で、かつて海中の小島であった常興寺山に平山城を築いて福山城とし、その周辺や南側の海岸を埋め立て城下町としている。こうした例は西日本に多い。

この時期の河川の改修工事や干潟の埋立て工事を見て気付くことは、こうした工事を経て城下町が建設されたのだが、それは武家屋敷地そのものの確保で、同時にこれまで多く見られた土庶混住の状況をなくし、武家地と町人地をそれぞれ別に確保する過程でもあった。以下、視点を少し変えて、農民の立場から城下町の成立を論じてみたい。

城下町彦根の成立史で善利川の付け替え工事について触れた。このほか、尾末山の切り崩しと松原の四ツ川の開通だといわれている。これらの工事にもない、いくつかの村が取り潰しにあっていいる。里根村、長曾根村、彦根村、ほか数カ村が全部または一部を編入されたという。『彦根市史』から引用すると、「此彦根村一ヶ村残らずお潰し有り、百姓其他所に立退き、亦は町人と成りし由」とあるように、彦根の町人になった者もいただろうが、立退きという局面にあったものも少なくなかった。この過程で工事を促進しようとした藩士との衝突も見られている。別の記録では「御城下出来の時、是迄の村方をつぶされ、或は水辺へ遣わされし故、人民甚だ混乱ありし事也」とも記されている。これらの記録は藩側のものではなく、後の時代の聞き書きであるが、それが繰り返し記録や絵図の書き込みとなって後世に伝えられていることを軽く見ることはできない(矢守一九七五)。

城地や城下の建設にともない、いくつもの村落が廃村になったことは間違いない。福岡では築城・町立てにあたって失われた中世村落の消滅・縮小の想定図が作成されているし(福岡県史)、越後村上でも慶長二年(一五九七)の「瀬波郡絵図」に村名があった五カ村が江戸時代には見当たらないという(村上市史)。あるいは、岡山の場合、城下町になった当時、上出石村や下出石村が立退きを命じられ、あと地は町家にされ、その後も再度移転を余儀なくされたという。また内田村も移されてあと地は町家になり、その後船手屋敷になったという。門田村も移動させられ、あと地は侍(武家)屋敷にされている。門田村の場合は寛文九年であるが、前の三例は城下町成立期のことである(岡山市史)。金沢でも、慶長年間に侍屋敷の充実と町人の増加によって村地は変貌・移動したという。移動・潰れ村の事例を詳細に書き込んだ地図でその多さに驚かされる(田中喜一九七五)。こうした村落の移動の事例を通して、城下町成立の背景を知ることができよう。

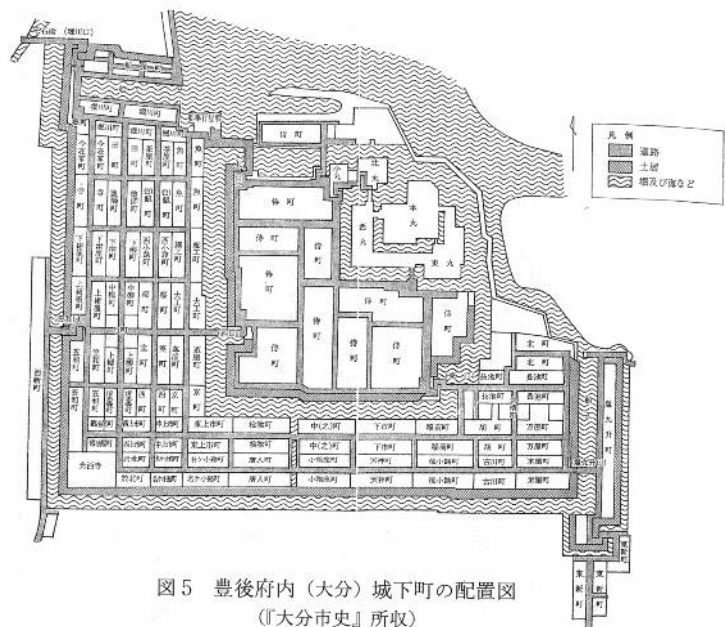


図5 豊後府内(大分)城下町の配置図
 『大分市史』所収

る。ただ、典型的な惣郭型をずっと維持したのは少なく、かなり早く外町を郭外に出し、いわゆる内町・外町型、あるいは郭内には武家屋敷のみの郭内専土型かくないせんし(郭外町屋型)に移行している場合がある。前述した大和郡山や亀山はこうした「私たち」になっている。惣郭型は、ほかに東海・北陸から関東地域にも見られるが多くはない。これらの地域の多くは郭内専土型である。

典型的な郭内専土型といえるのは、会津若松であろう。前述したように、会津若松は蒲生氏郷によって文禄年間に「私たち」を大きく変えられている。蒲生はこれまでの居城地であった日野や松坂の経験をふまえて、城郭に大修築を加え、

城下町の「かたち」出来上がった城郭と武家屋敷、そして町人町などどのように配置されていたのか。城下町の「かたち」(都市プラン)はどうなったのだろうか。

近世初頭に建設された城郭と城下が堀や土手で囲われた惣構え(惣郭型)が多く、その後一部の町を郭外に出した内町・外町型が見られている。さらに郭内には武家屋敷地のみを入れ、町人地を郭外に出す、郭内専土型が次第に増えていっている(矢守二七〇)。

すでに、戦国期の城郭と城下についての研究を紹介したさい、城下に武士団と直属の商工業者を抱えたことで全体を囲郭する惣構えが見られるとした。千田嘉博は大坂城建設以降の九四例を見ると、年代が下がるにつれて次第に惣構え型城下町が減少し、開放型城下町が増加していくと指摘している。惣構え型に入れてもいい内町・外町型も含めると、七〇%、八〇%になる。ところが、元和期以降の新設の城下町ではこうした囲郭は皆無であるという(千田二〇〇)。

いくつかの事例を紹介しておこう。大和郡山は、文禄五年(一五九)から川筋の付け替えを行い、城下を広げて外濠(惣堀)をめぐるし、武家屋敷はいうまでもなく、本町以下一三町と枝町を含めている。丹波の亀山では慶長七年(一六〇二)に城下の外側を取り囲む惣堀、それから城内の内堀、最後に武家地と町家の境界となる外堀の順で完成していったという。豊後府内(大分)の外堀が完成したのは慶長一〇年(一六〇五)で、三重の堀をめぐるし町屋まで囲んでいる(図5)。

こうした惣郭型の城下は時代的にも文禄から元和期くらいまでで、地域的にも畿内を中心に見られ

城下も外郭によって郭内と郭外に分け、郭内には武士、郭外に町人が居住することになった。会津若松の絵図は郭内専士型の「かたち」を端的に示している。鶴岡も、外郭の内側に武家屋敷しか入れない郭内専士型になったのは、酒井氏が入部した元和八年以降のことである。外郭は内川・溜池・外堀を結ぶ線で、この河川の改修により、これまでの土庶混住の状況を解消し、郭外に羽越街道を通し、町人町を設定したのである。松本も慶長年間に河川の改修を行い、総堀を完成している。ただ総郭とはならず、総堀内部の町屋を外へ移し、その跡地を武家屋敷にしている。

近世城下町の惣郭型は外堀の有無が指標として大きい、それ以外にも矢来で城下を囲う(杵築)とか、寺町で代位している場合(飯山)もある。それらを含めても、必ずしも一般的だったとはいえない。むしろ、郭内専士型のように武家屋敷と町人地を区分するプランが事あるごとに進行していたといえよう。

惣構え型から郭内専士型へ城下町のかたちが移っていくなかで、近世城下町は身分的に差別する存在を設定していたことを見落としてはならない。それがかわたの存在である。こうしたかわた村の存在があつて初めて、武家屋敷、足軽町、町人地、寺町といった身分差別の空間が完成したのである。このかわた村については、原田伴彦の論文「近世都市と身分制度」(原田五巻)が知られている。原田は、城下町の外縁部に、町地から分離された場所に隔離された、皮革業あるいは警備・刑吏を主な仕事とする、かわた村が設定されたとしている。多くは町の出入口、街道ぞいの末端、町外れの隣接地

に集落を形成し、刑場を置き、所によっては遊女町をとまっていたことを東北地方を含め全国的な事例をふまえて指摘している。このように城下町の困郭からはみ出すようにかわた村を設定したこと自体、そのかたちの持つ差別的な性格を示しているのだろう。近世初頭には離散した農民の存在も含め、賤視された存在であるかわたなどを抱え込んで城下町は成立しているのである。

武家地と町人地の面積比 近世初頭に成立した城下町はどんな都市といえるのか? この問いに端的に答える一つの方法は、武家屋敷地と町人地の面積比率を出すことだろう。この比率を絵図から計測する手法がある。最近では金沢の計測が詳しい(増田三三三)。そこでは延宝の城下絵図をもとに身分別に宅地数や面積を出し、安政期の絵図と比較している。延宝期の内訳は①藩主(城郭など)から平士・足軽までの用地の合計は六四・七%、②町人地は二三・二%、③寺社地は九・一%で、④その他の畑や川除地は三・一%と計測されている。安政期の絵図でも、①は六一・三%、②は二八・一%、③は九・五%、④二・一%である。この計測結果から、①の武家屋敷地の比率が圧倒的に高いこと、そして、②の町人地の比率が安政期にかけて増加していることを教えてくれる。

これまでも内藤昌はいくつもの城下町絵図を計測した結果を紹介しているが、『姫路市史』に掲載した表によると、正保期ころの城下町絵図を使って、三都(江戸・京都・大坂)、大都市(仙台・名古屋・金沢・広島・萩・岡山)、中都市(姫路・鳥取・津山・福山・明石)、小都市(備前松山・三原・日出)ごとに一七都市を計測し、武家地は六五%程度、寺社地を一〇%弱、町人地を二〇%強、その他空き地など五

表1 熊本城下の惣坪数(安永6年)

利用種別	坪数	比率
① 城地、侍屋敷、御用屋敷、道筋分	810,915	71.9
1 本丸、二の丸御堀土居敷共	130,002	
2 知行取屋敷、侍屋敷御切米取屋敷 敷学校御用屋敷	579,536	
3 道筋分	101,377	
② 町屋敷分、町内道筋分	178,889	15.9
③ 寺院、寺社屋敷分	107,682	9.6
④ その他(田畝敷、川筋)	29,549	2.6
合計	1,127,035	

(『新熊本市史』 通史3 同史料編3による。)

%程度が平均的としている。これまでは、絵図からの計測結果だけを提示してきたが、最近では計測方法を明示し、計測結果への過程がわかるようになり、説得力を増している。こうした絵図での計測は確かに有効である。とはいえ、これらが文書の上で確かめられればそれに勝るものはない。たとえば、福山では「備陽六郡志」(備後叢書)に町ごとの間敷坪数、本家・借屋・裏借屋の数値が地誌の記述とともに記載されている。この三〇ヵ町分の坪数と、別に出てくる城下の侍(武家)屋敷、御用地、組屋敷、下屋敷、寺社地ごとの面積記載と合算すれば、全体の比率が計算できる。福山の①武家地は六八%、②の町人地は一六%、③寺社地は一六%になる。

これまでの文献史料はやや問題を感じていたが、最近良質な史料が出てくる。熊本については、「肥後国志」から武家地は八、町地は二の割合であったが、細川時代に町人屋敷が増えて七対三になったということが紹介されている(豊田一壺

三)。ところが細川家の記録のなかに「熊本城下惣坪数の覚」(安永六年)が残されていて『新熊本市史』に収録されている。表1によると、①は本丸や二の丸、学校などの公的施設、そして侍(武家)屋敷を合算すると六三%、これに付随する道筋をいれると七一・九%になる。これに対して②の町屋敷は一三・九%、町内道筋分を加えても一五・九%である。③の寺社は九・六%である。④の田畝分に川筋を加えると二・六%になる。この数値は金沢の絵図計測の結果にほぼ近い。圧倒的に武家屋敷地の比率の高さが確かめられるし、町人地の面積比の小ささを改めて実感させられる。

こうして成立した近世城下町の総括をしておこう。戦国期の城郭と城下は、てんしやう天正からげんな元和の時期にかけて、その姿を大きく変えていった。移動を重ね、改造を余儀なくされ、家臣団の屋敷地を確保し、街道を町なかに通し、寺町を設定している。こうした城郭と城下の建設のために、大規模な河川の改修工事や干潟の埋立ての工事が行われた。他方で、この城郭と城下の建設の過程でいくつもの村落が廃村になり、農民は離散せざるをえなかった。城下は町人地まで困い込む惣構えの型が初めは多かったが、やがて町人地を郭外に出し、かわた村を惣囲いの外に置き、郭内は武家屋敷だけにする身分制の支配する城下町になっていった。こうして出来上がった城下町は、武家屋敷地が八割から六割も占める武士の町なのである。

第二 武家屋敷と町人地

一 城下の武家屋敷

武家屋敷の配置 城下に置かれた武家屋敷については、これまでも城郭の近くに重臣の屋敷が配置され、その周囲にその他の家臣の屋敷があり、さらに外側に町家や寺院などが置かれる、といったように計画的に設定されているというのが一般的な理解である(豊田一五三)。このような武家屋敷の配列の原形について、「因府録」(鳥取県史資料編六)の「御家中屋敷割の事」は次のように記している。

御城下の屋敷割は御陣営のおもむきにてなされ候事の由、御知行の多少に依て夫々に相応の屋敷を割て下され候也

文意は明快である。城下武家屋敷の配列の原形は、戦国期に多かった出陣のさいの陣構えや山城の山腹に置かれた武将屋敷の配置など、その大名家のなかの序列や席順にあるといっている。これまでの戦時の慣習が平和な時代の城下の屋敷割りに適用し、実際には知行高の多少でそれ相応の土地を与えたというのは興味深い(藤川一九四)。

「因府録」の記述と関わって、鳥取で実際の屋敷割りを見ていこう。使われている資料は幕末期の絵図と家臣団の組帳である(中林五六)。藩の最高家臣は着座と呼ばれる一〇家で、家老職に補任される格式の家であるが、うち上六家は万石以上の知行を持つ米子・倉吉を含めた、領内に陣屋を構える家筋で、屋敷配置などで下四家と差をつけている。上六家は内堀に面した大手前で最も城郭に近い大名小路の内側である。下四家はその外側の地域が当てられている。着座に次ぐのが番頭で、組頭ともいうが、証人上・譜代・平番頭と分かれている。証人上は国替え当時幕府に証人を出した家筋で、下四家と同じ外側に配置されている。譜代は由緒ある旧家である。他の平番頭の家とともに証人上の位置のさらに外側で、とくに七カ所ある惣門付近という要地に配置されている。

一般の家臣は、禄高七〇〇石以上の家は惣堀(葉研堀)内の侍(武家)町の中心に配置されているが、それ以下の五〇〇石までの家臣は惣構え(袋川)にかけられた主要な橋の御門付近や侍町の東西の要地に置かれた。これ以下の家はもっとも多いが、大部分は山麓の侍町にあり、なかには惣構えのすぐ内側に配置されているものもある。なお惣構えの外側には鉄砲屋敷などが点在している。

鳥取藩の家臣団の屋敷配置は城主居館を核として、格式や禄高の高いものが内側、低い者ほど外側に同心円状に配置されている。しかし惣堀の七口や惣構えの袋川の五門などの要地には周辺より禄高の高い家臣が配置されている、とまとめることができよう。また、屋敷割りは寛永九年に中小姓衆は一九五坪、御徒衆が九〇坪などと定められている。承応四年には禄高別に、一〇〇石の家臣は二一六

坪、四〇〇石は三六〇坪と定められている。屋敷面積と禄高はほぼ比例していると指摘されている。鳥取の「因府禄」にある記述を実際の屋敷割りや配置で確かめてきた。ここには典型的な城下の武家屋敷の状況を見ることが出来る。

他の城下でも、武家屋敷の配置や面積などが数多く紹介されている。そのなかから仙台を選んで見ていきたい(仙台市史)。仙台の武家屋敷は寛文五年(一六六五)の仙台惣屋敷定(近世後期)になって若干の変更を加えているが、知行高八〇〇石から一〇〇〇石の家臣には一二〇〇坪、一〇〇石以下の者は三六〇坪までの屋敷地が設定されている。一〇〇〇石を超す家臣の屋敷は必ずしも知行高に比例しているわけではないが、広大であるという。城下は、知行地に居館を持ち、そこを中心に一円的な所領を有した上級家臣が集まっていたのが片平丁、中島丁である。仙台には万石以上の知行を持つのが八家もあり、これを含めて一門・一家・一族の屋敷が広瀬川を挟んで、あたかも仙台城を取り囲むような位置に配置されている。

中級家臣の屋敷は奥州街道の東側に南北に走る地域と城下の北部のうち奥州街道の西側で東西に走る地域、一部には街道を越して東側にも配置された。下級家臣や奉公人である組士や足軽、藩召抱えの職人の屋敷の多くは城下周辺部に置かれている。しかし一部の職人や中間屋敷は城の周辺にも散在している。仙台城下の成立期から家臣の屋敷地の広さは、ほぼ知行高に比例して定められている。片平丁から郭外へ向かって、知行高にそっておおむね上級家臣から下級家臣へ、そして足軽へという同心円状に配置されていたと要約できるだろう(仙台市史)。

安易に比較すべきでないと思うが、鳥取と仙台を見てきて印象に残るのは、一つに領内に知行地を持つ特定の家柄の屋敷地である。どちらも城郭に一番近い場所を占めていて存在感がある。二つめは知行高に比例して順次外側に展開していくが、三つめは足軽・中間、そして職人屋敷などが周辺部あるいは郭外に展開していることである。こうした点をもう少し詳しく検討してみよう。

武家屋敷の配置でもさまざまなタイプがある。藩主の家に近い特定の家柄の武家屋敷が並列的に城郭に一番近い場所を占めていたが、金沢ではこれを八家衆と呼んでいる、五万石とか三万石という他藩では見られない高禄の家臣の屋敷の位置である。吉田伸之はこの金沢で長家(禄高三万三千石)の屋敷と隣接する家中(陪臣)屋敷の絵図類を検討し、主人の家(御屋敷)と家中(下屋敷)の居住地とが、一つの閉じた空間の内にあり、主人の家に包摂された家中という主従関係が、武家屋敷地の内部構造を大きく規定していることを見出している。金沢城下のこうした有力家臣の「小城下」が形成され、その周辺の町人町を含めて、城下町の複合的構成が見られているという(吉田元次)。

こうした金沢での複合的構成についての提言は、かつて矢守一彦が多核的な都市プランとして仙台、和歌山の事例とともに紹介しているのを想起させる(矢守一彦)。ただ矢守の指摘は、金沢に入ってくる諸街道ぞいの町家形成に力点があり、それを武家屋敷の存在と結び付けている感じが強い。これに対し、吉田の複合的構成についての指摘は、その後の研究面での進展を示していて興味深い。もっと

も、長家などの屋敷地は、最初は二の丸、三の丸にあったのが、大火後の屋敷地の割り直しにより移動し、城下の各所に点在するようになった結果である（田中喜一六六）。とするなら、家臣の屋敷地の配置そのものは鳥取などとそう違うわけではない、ともいえる。

矢守が指摘した仙台にしても、慶長期の当初の城下町プラン以後、寛永期の若林城を核とする小城下の形成、承応・延宝期の大寺社の門前の形成などで多核化が進んだというが、『仙台市史』では屋敷替えなどによって原則的な屋敷地配置に戻す方向に修正されていたと記述されている。

佐賀の武家屋敷の配置を見ても、もともと藩の成立事情は複雑で、城下町にも三つの支藩の家臣がそれぞれまとまり、さらに前領主である竜造寺家の旧家臣の屋敷も、多くが城郭の東南にある水ヶ江城跡付近に集まっている（池田二六〇）。また付近には複数の竜造寺系の寺院も残されて小規模な門前を形成していることがわかる。藤川昌樹は佐賀のこうした小城下の構成に注目しているが（藤川二〇〇）、その反面で、城下絵図全体から見ると、武家屋敷の大から小へという配置は明確であり、不規則な配置は見られないことにこだわりも残る。藩の成立事情の複雑さに起因する形跡は確かにあるが、それが小城下の構成を持つとまでいえるかどうか、なお検証が必要だろう。

このような武家屋敷の配置は、金沢、あるいは佐賀のようなケースがあったとしても、多くは鳥取や仙台のような家格や知行高の順に展開していたといっていだらう。こうした武家屋敷の配置は堀や土手で区分して、わかりやすい城下町もある。彦根がそのいい例だろう（新修彦根市史）。彦根は前に簡単に触れているが、大きく四つの郭に区分されている。第一郭は天守や表御殿など城主の邸宅や米蔵・材木蔵などを入れている。第二郭は家老クラスの重臣屋敷があり、内曲輪と呼ばれていた。第三郭は外曲輪で、中下級の給人屋敷と内町と呼ばれている町人町が入っている。第四郭は外堀より外側で比較的身分の低い武士の住居や足輕の組屋敷が置かれ、外町という町人町もあって区分されていた。

新たに建設された城下のなかに区分するのと違い、自然の地形的条件を利用して区分を設けているものもある。徳島は吉野川の河口のデルタ地帯にあることから城下はいくつかの「島」で区分されていた。城まわりの出来島・徳島・福島・寺島には上級家臣が住み、その外側の佐古や富田には下級家臣が住んでいたという。それぞれの屋敷地の平均坪数も違う。享保一七年（二七三）の文書によると、徳島の平均は九四二坪、対して富田は三三七坪であるという（服部二六六）。豊後杵築、備中松山の場合でも自然的条件を生かしながら地域を区分し、城下の空間に身分制的な秩序・序列を表現してわかりやすい。

町名のない武家地 城下町の武家地は丁（チョウ）で位置を表示され、町人地の町（マチ）との違いを指摘したのは小林清治である（小林二六〇）。小林は仙台の武家地が片平丁・中島丁をはじめ東番丁、北番丁となっているのに着目し、他方で町方が大町・新伝馬町などと呼ばれていることをふまえ、その違いの意味を考え、事例を全国的に求めた。小林は単に地名の呼称の問題でなく、城下町のなかの

武家屋敷地の性格にまで及ぶ問題を提起していると思うので、ここで取り上げてみたい。

武家屋敷地で町の表示がない城下町を『日本歴史地名体系』（平凡社）などで確認すると、東北では会津若松が丁と通、久保田・角館は丁、横手は小路である。水沢・遠野・八戸などは丁、白石は丁と小路、盛岡・一関、米沢・上山・新庄も小路を使っている。丁・小路と町のどちらもあるのが三（白河・鶴岡・湯沢）ある。さらに、地名（小名）だけが二（三春・矢島）である。こう見てくると、東北の城下町の武家屋敷の場所の表示は丁だけでなく、小路が多いこともわかる。この二つを合計すると、城下町の武家地では一六になる。これは町名のある二本松や弘前などの七例と比べれば多いといえよう。

これまで「丁は本来的に道路であり、たかだか屋敷の集合体にすぎない」（小林二六）といわれ、小路も丁に準ずるとされた。丁や小路は町人町の町のような「共同性」は持たなかったという。武家地のなかで「何町続き」というのもあるが、小名を使用しているのは、前々からの町名が残されていて、それを踏襲している場合とか、足軽町、徒歩町などの場合である。小野晃嗣がかつて「軽輩者が集团的に居住した」（小野二六）町名をあげているのも、足軽町などが共同性を持った町人町に近い性格を持つからであろう。

引き続き各地の事例をあげておこう。丁は鳥取、米子、福知山、備中松山、徳山、高松、丸亀。小路は岩槻、岡崎、吉田、久留米、柳川、佐賀、八代、延岡で使われている。小名は新発田。熊本は

丁・小路・小名が併用されている。和歌山は、小名、丁、町（徒・同心）、組が併用されている。

問題は丁や小路にある武家屋敷の地縁的関係である。仙台では屋敷割りは知行高に応じているが、役職や番編成には関係ない、また屋敷替えも頻繁に行われたので、家臣同士の地縁的連帯感是比较的希薄であったと推測されている。これと対照的なのが下級家臣（武家奉公人）や職人の屋敷である。ここでは職務と居住が一体化されて共同性の強い町が形成されている。これは「町名のない武家屋敷」に着目した視点からすると、かなり興味深い指摘である。もちろん、武家屋敷相互の結び付きの意味づけは改めて明らかにされる必要はある。

武家の住宅 城下町に住む家臣同士の地縁的連帯感が希薄でないか、ということは武家屋敷の住宅の構造面からもいえると思う。それを一言でいえば、屋敷の外部に対して閉鎖的になり、敷地のなかで完結した住生活ができるという点である。

武家の住宅については、戦前から建築史の側での蓄積があったが、近年の都市工学的な観点からの調査・研究が増加するなかで一層の進展が見られている。他方、県史や市史のなかでも武家の生活や住宅、あるいは家計の資料が数多く紹介されるようになった。

武家屋敷の実際を見ていこう。土岐家沼田の家老クラスという高三〇〇石の幕末期今泉島之丞の屋敷地はほぼ三〇間四方の正方形で、八五〇坪になる（図6）。東側の境界中央に門があり、門の北続きに長さ九・五間、幅二間の長屋があり、残りは土塀である。南側の境界には土塀、北側も土塀がめぐ

沼田や松本での武家住宅は、いづれも塀や垣、あるいは長屋や蔵で外部と隔離され、門などで外部に接する、いわゆる閉鎖的な構成をとっていること、そして門から玄関にいたる接客機能(表)を、生活空間(奥)とは別にする構成になっていること、個々の武家屋敷だけで完結した閉鎖性がうかがえるという基本的な性格は同じだといえよう。

こうした武家屋敷の平面構成を見た後で、少録の家臣の住居ではどうだろうか、興味深い資料が紹介されている高田の事例を見ていこう。高田(榊原家)の武家屋敷の全体は寛政六年(一七五四)で、藩士

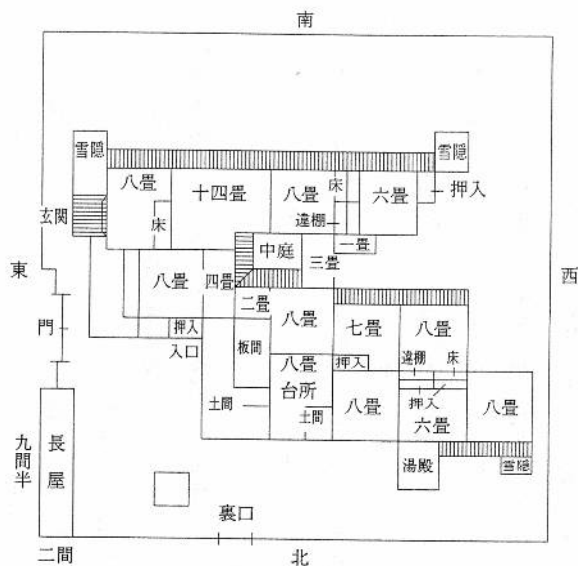


図6 武家の住宅平面図(沼田藩士今泉家の屋敷)
(田畑勉『上州の藩士と生活』による。)

て、廊下で結ばれた押入れ付きの七畳、床の間と違い棚のある八畳がある。さらに台所・土間のある八畳ともう一つ八畳、湯殿に連なる六畳、廊下で結ばれ雪隠に面した八畳と続いている。以上、部屋数一六、一〇六畳になる今泉家の主な間取りを紹介したが、同じく家老職の三浦家の屋敷の平面図を

らされているが、北側には小さな裏口が設けられている。西側の隣り屋敷との境界には柵があったろうと推察されている。こうして周囲とは土塀や柵で分かち、門で外部と接することになる。八二坪の建屋に入ると、門の近いところに玄関があり、次いで床の間付きの八畳、一四畳、床の間や違い棚のある八畳が続き、雪隠(便所)も二カ所設けられている。これらが、いわゆる表の空間で接客機能を持つ。この北側にある奥との境には中庭があり、奥に入

見ても、門の両側に長屋があり、玄関に続いて表の部分、そして奥の部分が続いている構成は基本的には変わらない(田畑200)。

『松本市史』にも武家屋敷の平面図で戸田家の上級家臣の事例が紹介されている。大名町の西側にある二五〇石取り太田庄大夫の屋敷地は間口が一八・四間、奥行は三〇・四間、ほぼ五〇〇坪である。屋敷地の周りは高塀を囲い、表は長屋門があり、なかに入れば式台があり、部屋に上がると玄関の間、使者の間、その奥に書院、書院次の間がある。このあたりが公的空間で、書院に面して広い泉水庭があり、その一隅には数寄屋(茶室)も用意されている。他方、内玄関からは台所と小座敷、奥の間、茶の間が並び、ここにも庭に面して数寄屋があり、私的空間を形成している。また、若党部屋や女中部屋も記されている。庭まわりには土蔵・味噌部屋などもあり、上級家臣の屋敷を余すことなく紹介している。

沼田や松本での武家住宅は、いづれも塀や垣、あるいは長屋や蔵で外部と隔離され、門などで外部

二九六軒、切符長屋六七棟（竈数二八〇）、足輕長屋七九棟と紹介されている（小野五〇）。下級藩士になる切符方に属する八石一斗六升、二人扶持の白石家の状況が『上越市史』に紹介されている。白石家は主に切符方の三〇家が住み着く長屋に居住している。この長屋はほぼ一〇〇畝四方の正方形に近い敷地のなかに、長屋がその四辺にそって六棟建ち、長屋の間から敷地の中心に路地が入り込み、中央に共有地といえる空間があった。長屋とはいえ独立した家屋が軒を並べた構造で、白石家には井戸があり、納屋、畑、そして据風呂や二階があったと日記に記されているという。

この切符方の長屋に住む下級藩士の場合、「町」（地縁関係）と「好身」（親戚関係）という二つの集団と関わっている。長屋に住む好身の家々とのつながりは日常的で強いものがあるが、町はいつも大きな存在になっているという。町の寄合、防火の夜廻り、町ぐるみの花火大会、あるいは不祥事のさいの身柄の「一町預け」などが紹介されている。こうした結びつきは、同じ高田でも家老クラスの家の、婚姻関係のある限られた家々の結び付きとはまったく対照的に描かれている。高田の下級藩士の住み着く切符長屋と足輕・中間などの足輕町などとの同質性が問題になろう。

足輕町 国立公文書館（内閣文庫）所蔵の正保元年（一六四〇）の「城絵図」は、全国各地六三枚がほぼ同じ基準で描かれていて貴重なものである。この絵図は、『日本の市街古図』や『日本城下町絵図集』に収録されているもので瞥見できるが、その特色は、城郭だけでなく城廻り（城下）全体が描かれている点である。しかも、どこの城下も侍（武家）屋敷・町屋・足輕町・寺屋敷などが区画されていて、

それぞれの位置、大きさなどを知ることができるが、印象深いのは武家屋敷・町人地・寺社地と同格で足輕町が描かれていることである。

この足輕町については吉田伸之が、戦国末期の軍団は、大名直属の足輕＝戦闘者と補助的任務を果たす中間・小人に区別され、武家奉公人の上層部分を構成し、組単位で城下町域に定着した、という指摘をしている（吉田三〇〇）。軍団編成のなかで足輕隊の存在が大きいことはいまでもないが、引き続き「平和な時代の到来とともに足輕は普請の労働力などに転用されることが多くなった」（高木五〇）というが、ほかに城郭の門番、辻番、触廻しなどの警備に従事し、また藩庁の各役方の実働部門に配置されていたことが知られている。つまり、大名家を維持していく上でも、領国統治を行うためにも、家臣団の最下部で、実際の現場を担っていたのが足輕であった。

家臣団のなかで足輕クラスの人数は多い。前述した高木論文のなかでは、前橋酒井家の軍団構成（二七世紀末）は、武士が五一八人に対し、足輕は一二九人を数え、ほかに中間、又者など奉公人が二〇〇〇人、さらに人足などもほぼ同数で構成されていると記述されている。中間以下の非戦闘員を除いても、足輕の数は武士と比べて多い。こうした家臣団の構成は全国的にいくつも紹介されているが、どこも武士＝知行取りよりはるかに多い足輕を抱えていたのである。

足輕の居住地の多くは城下でも外側に配置されることが多い。福山の正保絵図には、城の南側にあ

ただ足軽とあるのも一カ所ある。宇和島の御城下絵図(元禄期)にも、侍屋敷と町人町が海に面して城を囲んで広がっているが、その外側、西南と東側に足軽町がまともて記載されている。

こうした足軽町(足軽組屋敷)の位置はこの城下町でも福山や宇和島のような城下の外側などに置かれていることが多いが、問題はその数である。岡山の池田文庫にある文久二年(二六二)の絵図(家宅図)によると、城下の武家屋敷の数は一二九七で、当時の士格の家臣団上層の数(九七〇人)はこのなかに収まるが、その四倍にもなるだろう士鉄砲から足軽まで家臣団の下層すべての家宅が絵図に入っているわけではない。ただ、そのなかでも弓・鉄砲の本組足軽七九九人は、この絵図にある組屋敷に常駐していたのではないかととして、「城下の入口にはそれぞれ足軽長屋を堀割りで囲んだ小さな要塞のような組屋敷が置かれ」(磯田五郎)たという。

武家奉公人の上層に位置づけられる足軽については、譜代か一代限りか、という問題もあるが、これもこうした足軽町、組屋敷の居住とも関わりがある。足軽町、あるいは組屋敷の実態については彦根の場合がもう少し詳しく知ることができる。『新修彦根市史』には足軽の組織、その役割、家の相続などが詳述されている。これらによると、彦根井伊家の足軽は寛永期には三六組一一〇〇人を数え、外堀より外側の第四郭に町人地に接する七カ所に組屋敷が配置されている。ここに間口五間、奥行一〇間ほどの屋敷地に坂塀・木戸門を構えた規模は小さいけれど武家屋敷の体裁を整えた一戸建ての家屋が細い道に沿って密集している。この景観は現在にも引き継がれているが、この足軽組屋敷の

屋敷地一三〇〇軒の所持者名を城下町絵図(天保期)と家並帳(天明から万延期)で追跡した渡辺恒一作成の表を見ると(渡辺恒三〇〇)、同一苗字の家が圧倒的に多い。これは明らかに足軽の家が相続され屋敷地が継承されていることを意味している。ただ、足軽すべてというよりは、やはり弓・鉄砲の本組足軽に限定されるのかも知れない。足軽上層の家が相続され、譜代化し、それが足軽町、または組屋敷に居住していたと思われる。もちろん、こうした武家奉公人は大名家ごとの扱いの違いもあり、即断はできないが、この彦根の資料は有益であるといえよう。

役所の設置 城郭や武家屋敷、足軽町とは別に、藩は家中支配、領国統治のために、さまざまな司法や行政の役所を設けていた。番方主体の家臣団構成から、役方中心に藩政が動くようになる、その事務を扱う役所が必要になる。こうした役所の多くは城下の各所に配置されていた。もちろん、制度の改廃や統合の動きはしばしばあり、時期によって異なる状況が見られたが、武家屋敷の配置ほど検討されてきたわけではない。鹿児島のように、御堀内には主要な多くの役所が置かれ、次いで御屋敷内に御勘定所や町奉行所など少数の役所が入り、あとは城から離れた場所に御細工所などがあったという『鹿児島市史』の記述を念頭に置きながら、いくつかの事例を見ていこう。

金沢における藩の役所を『金沢市史』から紹介する。これらの役所は、城内にあった会所(城内の物品調達業務に当たる)や越後屋敷(藩主不在のさいの政務に当たる)を除くと、城外にあったという。なかでも著名な加賀藩の御算用場は万治二年(三五七)ころは金谷門外に、次いで寛文一二年(二六二)には

西丁口門前に移り、以後明治まで動いていない。天明期の絵図によると、この一画は薪蔵や壁小屋があったが、多くは御算用場が占めていた。藩財政の管理・運営に当たっていた御算用場は、図面から推測すると土蔵三棟を含む主要部分が約七〇〇畳、三五〇坪余もあったという。この建物のなかの主なものを紹介すると、東側から入ると吟味所、取次所が並び、その奥には奉行所がある。さらに入ると割符所、諸方算用所があり、御算用場の根幹である御収納御算用場、御勝手方、改作奉行所が連なっている。西側の区画には十村詰所、御郡所、諸方土蔵役所があり、入り口から一番遠い区画に定検地所、上米所があった。土蔵には書類・印鑑・金銀が収納されていた。御算用場奉行の下には一五〇人ほどが詰めていたというから、役所の規模としてはかなり大きいといえよう。

加賀藩には、このほか司法を掌る公事場が慶長期ころからあったが、御算用場と同じ万治二年に白鳥堀外に移っている。町奉行所は延宝期の絵図によると、金沢城甚右衛門坂に近いところであり、間口一七間、奥行二〇間を超す地面に、約二六〇坪の建物があった。なかには奉行所のほかに、町方の役人が詰めている地子所や本町所があり、別棟で牢屋などがあった。なお、勘定奉行や町奉行と同格の寺社奉行は特別の役所を持たず、御用番になった者の屋敷が充てられていた。これら諸役所の場所は、設置時期とからんでいるが、どこも城に接している門の内外に位置しているように見える。

もう少し他藩の事例も見ておこう。彦根の場合、『新修彦根市史』に諸役所の場所が天保期の絵図で示されていてわかりやすい。この図によると、四つの郭のうち、第一郭には藩主の居住御殿のほか、に御宝蔵、御文庫蔵、御用米蔵、第二郭の内曲輪には重臣クラスの屋敷のほかに御作事所が置かれ、第三郭の外曲輪には年貢米を収納する御蔵、御船小屋があり、さらに評定所、御馳走所、牢屋が置かれている。外堀から外の第四郭にある足輕組屋敷の一角には御普請小屋がある。彦根ではやはり、城郭の心臓部ではあるが、水上輸送に便利な場所に御米蔵などが置かれ、第三郭の内町には町方、在方の訴訟を扱う評定所などが配置されている。

最後に、城下町の役所についての服部昌之の仕事を紹介しておこう(服部^{五六〇})。服部は徳島の寛文五年(一六六五)、宝暦頃、享和・文化頃、明治五年(一八七二)の四枚の絵図から公用屋敷・御用屋敷の位置や増加傾向を検討している。これを見ると、主な公用屋敷は徳島、寺島、福島の城を囲む三地域に集まっていることがわかる。寛文・宝暦頃には、内郭で高禄の武家屋敷が多い徳島と、家老クラスの屋敷もあるが内町になる町人町がある寺島には、蔵や御用屋敷が集まっていた。同じく武家屋敷と町人町がある福島には御船屋、御分一所などがある。この三カ所のほかは御花畑(出来島)、御材木屋(住吉島)、射場(富田・新町)、焰硝蔵所(佐吉)などがある程度である。このように徳島など三カ所に公用屋敷が集まる傾向は享和・文化期以降も変わらないが、公用屋敷はこのころから大幅に増加している。と服部は指摘している。特に寺島には町会所、獄屋のほかに藍方御役所、銀札場御役所、学問所、御那代役所等が記載されているのが目を引く。福島の御船屋がらみの屋敷も増えているが、時代の変化を窺えるのは内町に入る寺島である。徳島の諸役所の位置は郭内を出て城下の各所に点在するように

なり、また文化期以降の増加を指摘しているのは興味深い。城下町の性格がもう一つ加わった時期といえよう。

武家地と町人地の境界 武家屋敷の用地を確保し、町人地を設定したのが近世城下町であるが、その実現のためには、戦国期以来の武士と商工業者が混住する状態を解消させることが必要であった。天正一六年（一五八八）に、蒲生氏郷が松ヶ島から松坂へ移動するさい、「殿町之内見せ柵を出、商売之儀令停止之事」と発令し、文禄年中に、宇喜田秀家が岡山に「さふらいのほか、商売人一人も不可居住事」と書き記したことは、どちらも著名な文言である。武家地と町人地を区別することは近世城下町建設の当初から見られている。熊本でも、天正二〇年（一五九二）に侍町を区画するために惣構えの土居や塀を設け、木戸を作っている。こうした動きはすべてとはいえないが、どここの城下町でも見られるようになった。武家地と町人地を区分する境界も同じである。

城下町の門・木戸について福山の興味深い記録がある（福山市史）。「惣門ノ外福山ニ関貫ナシ、御家中屋敷ノ堺々計リニ町方ニ関貫昔ヨリアリ、町奉行田井藤左衛門御時代ニ福山入口ニ津留ノ関貫出来申候」。福山で関貫（木戸）があったのは城下の出入り口である惣門と武家屋敷と町方との境の二つであると記されている。惣門と並んで武家地と町人地の境界の木戸は重視されていたのである。

前にも述べたように、武家屋敷と町人地が地形的条件から分離されている城下もある。たとえば丘陵と低地に分離されている杵築、勝山、津山など、また川で南岸と北岸が分離されている人吉・横手

などである。当然両方を結び付ける坂や橋が境界になるが、そこには必ず御門や木戸が設けられている。異色なのは、角館の火除け地が設定され両地を分離していること、白杵は両地の間に多くの寺院が配置されていることなどだろう。

多くの城下は濠や土手をつくり、土塀や竹矢来を設けて、武家地と町人地を区切っている。熊本・高鍋・飢肥・徳島・高知、広島・福山・三次・備前松山・米子、福知山・膳所・彦根、津・桑名・大垣、岡崎・大聖寺・新発田、甲府・松本・小諸、岩槻、高崎・宇都宮・烏山・土浦、会津若松・二本松・白河・新庄・久保田・本荘・一関・水沢・盛岡などの、どこでも御門や木戸が境界となっている。これこそ身分制に規定された城下町の性格を象徴するものといえよう。

二 町人地の成立

城下町成立期の担い手 近世城下町の成立を町人の立場から見ている。最初に、この時期の「門閥的町民」の出自などに着目した論文を紹介することから始めたい（原田五五七）。原田伴彦は、広島の「門閥的町民」の出生国・経歴などを紹介しながら、その多くが安芸国内からの移住者であること、社会的地位は武士ないし地侍的な土豪などで、天正から元和にかけての時期に広島に集まっていることを指摘している。このほか、大名に随行、移動してきた御用商人や職人も注目されるが、広島だけ

でなく名古屋を初め各地の事例も含めて、大筋では兵農分離の過程で農村部の地侍的な土豪層などが城下町に移って「門閥的町民」を形成したと見ている。

原田が使っている史料は、広島は「芸藩通志」、名古屋は「寛延旧家集」である。家柄町人の由緒書とか、地誌のなかの旧家書上などを使って、城下町成立期の有力町人のことを書き記す県史や市史がこれ以後多くなった。藩に出した家柄町人の由緒書の類としては、小倉、久留米、今治、萩、鳥取、金沢、新発田などがある。地誌類や往時書留といった記録のなかに旧家書上が出ているのは、前述した広島、名古屋のほか徳島、犬山、彦根、谷村などがある。いずれも近世中後期に作成されている。このうち、元禄末以降に作成された彦根の旧家書上などから城下町成立期の町人を見てみたい（矢守一巻）。

彦根の新領主となった井伊氏は慶長八年（一六三三）に上州高崎から移り、旧領主の居城地佐和山を放棄し新たに城下町を建設した。矢守はこの町人地の住人を「御領分並びに御城下町旧家有ら増し由緒聞書」（新修彦根市史、以下山緒聞書と略す）などから、四つのケース、①城下成立以前の潰れ村も含めた村々の大庄屋など「此辺の住にて古キ人」たち、②石田家時代の佐和山城下の古沢などからの移転者で、これも「往古より此辺の住人」、③井伊氏に従って上州の箕輪や高崎から引越してきた御用達や職人、④領内または近国より仕官を望んできたが果たせず町人になった者、に分けている。ほとんどが、替え地などで地割り拝領を受けて城下町の住人になっていることにも注目している。矢守は、原

田の見解をふまえながらより具体的に城下町成立期の住民について述べている、といっている。

いうまでもなく、こうした旧家書上、家柄町人の由緒書の類からの検討は、城下町成立期の重要な局面を明らかにしつつも、必ずしも全体像を描き出すことはできない。たとえば、原田論文とほぼ同じ時期に出た、城下町広島島の成立を論じている河合正治の論文では（河合五七）、城下町の建設の担い手を武士身分より転化した初期の大商人と見ながら、城下町の構成者としては、すでに分化した小商人・借家人の存在も視野に入れていくところに特色がある。この視点は旧家書上だけでなく、広島町々の絵図類との突合せなどから得られたものである。ただ、この河合論文では城下町建設の担い手と構成者との内在的な関連が明確でないため、その後の研究に生かされていないが、これも一つの前進であったといえよう。要するに、旧家書上の類だけではどうしても誇張や歪曲が避けがたく、他史料などとの突合せのなかで生かしていく必要があるのだろう。

彦根下魚屋町の住民 再び彦根に戻ろう。城下町彦根の成立に関する矢守の由緒聞書の検討は興味深いものであった。この点を確認しながら、さらに新史料と突合せをして、論点を深めていきたい。

新史料とは、松本新八郎氏蒐集文書で現在専修大学生田図書館所蔵の慶安二年（一六五二）「下魚屋町御改帳跡」（以下、改帳と略す）である（斎藤一六四、一六五）。

彦根はこれまで紹介してきたように、旧領主石田家の居城地であった佐和山から彦根に城郭を移し、河川などの改修工事を行い、武家屋敷を家格や禄高の順に配置し、その後で町割りを行い、内町・外

表2 彦根下魚屋町の住民構成(慶安2年)

出身地	家屋敷の取得状況	家持	借屋
1. 旧城下	町替えて替え屋敷、家立	26	5
2. 〃	〃 〃 のち		
3. 領内町村	家売り、借屋	8	15
4. 〃	家買い、家持	4	
5. 〃	借屋、のち家買い	15	17
6. 〃	奉公、のち家買い		
7. 〃	借屋	2	7
8. 彦根	奉公、のち借屋		
9. 不明	借屋	53	46
	奉公		
計		53	46

(斎藤純「近世前期、彦根城下町住民の来歴について」により作成)

町を設定していった。前述した由緒開書によると、慶長九年(一六〇四)に地割りがすんで町家への割り渡しは本町から始めている。このとき、本町など二三カ町は本町手組を結び、また四十九町など一三カ町も一つの手組となっている。この二つの手組はいわゆる内町で、町方の根幹ともいえるべき地域である。この範囲は、彦根城の北西、第三郭に入っていることは『新修彦根市史』にある手組の区域概念図でわかる。下魚屋町はこの四十九町手組に属し、そのなかでも中心にある町である。

慶安二年(一六五〇)の下魚屋町には、家持五三、借屋四六、計九九家が居住している。この九九家の当主または親の出生地、城下への来住の年次、商売や仕事、家屋敷の取得状況などがわかる。この史料からどのような経路で新城下へ来

ているのかという点を中心に整理すると次のようになる。

第一に、旧城下の佐和山から町替えとなり、替え屋敷を申請し、家立て家持となったのが二六、同じく替え屋敷を請けて家持となったが、その後に家屋敷を売り借屋住まいになったのが五ある。

第二は、領内の町場や村から新城下へ来てから家を買ひ、家持となったのが八である。このほかは借屋に入るか、奉公勤めかの二つのコースがある。領内の村から借屋に入りその後家を買ひ、家持となったのが四、ずっと借屋住まいが一五である。もう一つは同じく領内の村々から新城下へ来て武家屋敷や商家での奉公のあと家を買ひ家持となったのは一五、奉公後は借屋住まいのもの一七になる。

第三は、彦根生まれでこの改帳に載っているのは少なく、借屋の二だけである。

第四に、武家奉公(足輕、中間など)で、この下魚屋町の借屋住まいの者が七、出生地の記載はない。改帳で下魚屋町を具体的に見ていこう。①家持太兵衛は三二歳、下魚屋町生まれである。親甚次郎は古沢(佐和山)生まれで、四五年前(慶長九年)に「御町替に付、下魚屋町へ罷越、替屋敷申請、家を立」とあるとおり、旧城下から移動してきて屋敷地を貰い家を建て、家持の町人となっている。父親は三〇年前に死亡しているが、母と一緒にその跡を継いで、親の代からの肴売りに従事している。妻子はいない。②家持和右衛門は五七歳、生まれは領内上八木村、三五年前に内藤五郎左衛門所へ草履取で五年、その後は原屋町の借屋で桶屋を二二年、八年以前に「下魚屋町与助肝煎にて同町に家を買い、桶屋」を続けている、妻と子供三人。③借屋角内は三八歳、生まれは領内安孫子村、二五年前に父の死後に新城下に来て、藤沢太兵衛所に一〇年間奉公、その後も一年奉公の後、「其より暇申請け、下魚屋町に借屋住まい」、つぼ売りで母と生活している。妻子なし。

このように慶安二年の家持、借屋の数値だけでない、それぞれの来住の経緯とその後の変化が、新

城下の形成と深く関わっていることを教えてくれる。一つは、旧城下から移動してきたものが多いことは注目されよう。しかも町替えという理由で替え屋敷を買い、家持となっている。旧城下から移ってきたのはほぼ四五年前の慶長九年ころなので、その後には家を維持できずに処分して借屋住まいとなったのを加えると、ほぼ三分の一が旧城下から移動してきたことになる。二つめは、領内の町や村から新城下へ入ってきた者で即家持となるケースはそう多くない。借屋住まいから家持になった者より、武家屋敷などの奉公の年季が明けて家買の家持になった者がはるかに多い。また新城下で借屋住まいを続ける者と武家屋敷などの奉公明けに借屋に入った者はそれぞれほぼ同じくらいである。

三つめは、どこの町や村から下魚屋町に来ているのか、ということである。改帳のなかで旧城下を除いて領内の町や村から彦根に入った者は五九家である。うち長浜と八幡などの町場からは八で、残りが領内の村々である。多い順に列記すると、河瀬村四、沼波村四、中藪村三、大藪村、せり大橋村、矢守村が各二、残りが一村一家で三六もある。つまり、領内の町場が多くないこと、また村々からもまとまって来住しているわけではない。問題は村潰しにあった彦根近隣の村々である。中藪村、大藪村、せり大橋村のほかには松原村、長曾根村が各一あり、計九になる。必ずしも多いとはいえない。さらに家持・借屋別に見ると、家持で来住したもので多いのは河瀬村三、長浜二で、残りが二二カ村から一家ずつ来ている。借家も同じで、長浜から四、沼波村三、中藪村が二で、残りの二三カ村は一家ずつである。要するに、旧城下がまとまって彦根に来住しているのと対照的に領内各地の町や村か

らはバラバラに新城下に集まっているのである。

次に、下魚屋町の改帳から住民全体の商売や仕事を見ていこう。大きな特徴は、町名と関わる肴売りが圧倒的に多いことである。九九家のうち四六家、比率で四七%が肴売りに従事している。家持は二六、借屋も二〇と大きな違いはない。家持と借屋の違いはその他の商売や仕事で出てくる。家持は、御代官一を別格にすると、ほかは紙売りが三、こうじ屋、酒屋、木葉屋、茶屋（茶売り）、たばこ売り、あおや、が各二である。次いで一ずつが米屋、桶屋、かや売り、なべ売り、塩売りなど。また手代勤めが三、奉公、後家は各一ある。つまり商売に従事しているのが中心である。これに対して、借屋層はおかせ売りが八、そうり売りは三、たばこ売り、からかさおはりが各二で、各一がたうふや、つぼ売り、塩売り、紙売り、かみゆいと続く。このほかは若党中間五、辻番三、さらに馬屋衆、伊勢衆が各一である。商売というよりは、振り売りとか、手間仕事といった感じが強い。下魚屋町は、確かに肴屋の集住する町といえようが、その他の商売や仕事に従事する者も存在している。

こうした商売や仕事の性格を、下人・下女を抱えている家と貸家を所持している家と結び付けてみよう。下魚屋町九九家のうち、下人・下女を抱えているのは二九、うち家持は二六で、家持数のほぼ半分、二軒に一軒の割合で下人・下女がいることになる。これに対して借屋は三で、比率的には遥かに低い。人数は手代も含めて一四人というのが一で突出している。他は、三人が六、二人は八、一人が一四である。

旧城下から移動してきた家持のうち下人・下女を持つのは一二で五割近い。領内から新城下に入ってきた者は一四になり、五割をやや超えている。それほど大きな違いはない。それより商売の面で特徴を窺うことができる。下人・下女を抱えている商売は、家持では肴売りが九、その他の商売で一七である。借屋は三で、すべて肴売りである。肴売り四六家のうち、下人などを抱えているのは一二である。肴売りのほぼ四分の一である。残りの一七はすべて家持で、肴売り以外の商売に従事している者で、六三%になる。このなかで下人五、下女三、手代六、計一四人を抱えているのが、前に別格とした「御代官」の山中喜介である。山中は藩の年貢賦課や徴収業務に従事し、米蔵などの管理・出納業務を担う「町人代官」の一人である（渡辺恒三〇〇）。この山中を含めて、下魚屋町の家持は、肴売りよりは、むしろこうじ屋、酒屋、木薬屋などの商売に従事している者が軒並み下人・下女を抱えていることに注目したい。これらから考えるに、この町は魚屋が集まる同職の町というより、すでに諸商売の町に性格を変えつつあるといえよう。

なお、下魚屋町の借屋四六軒の家主は一二で、すべてこの町の家持である。ほかに確認できない二がある。なかでも七軒の貸家を持つのが家持弥九郎（紙売り）で、四軒持つのが家持の肴売り、三軒持ちが同じく肴売りとこうじ屋である。あとは二軒とか一軒である。下人・下女を抱えているのは七で、いないのは五、両者の関係は必ずしも強くない。多くの手代などを抱えている御代官の高宮は貸家を持っていない。

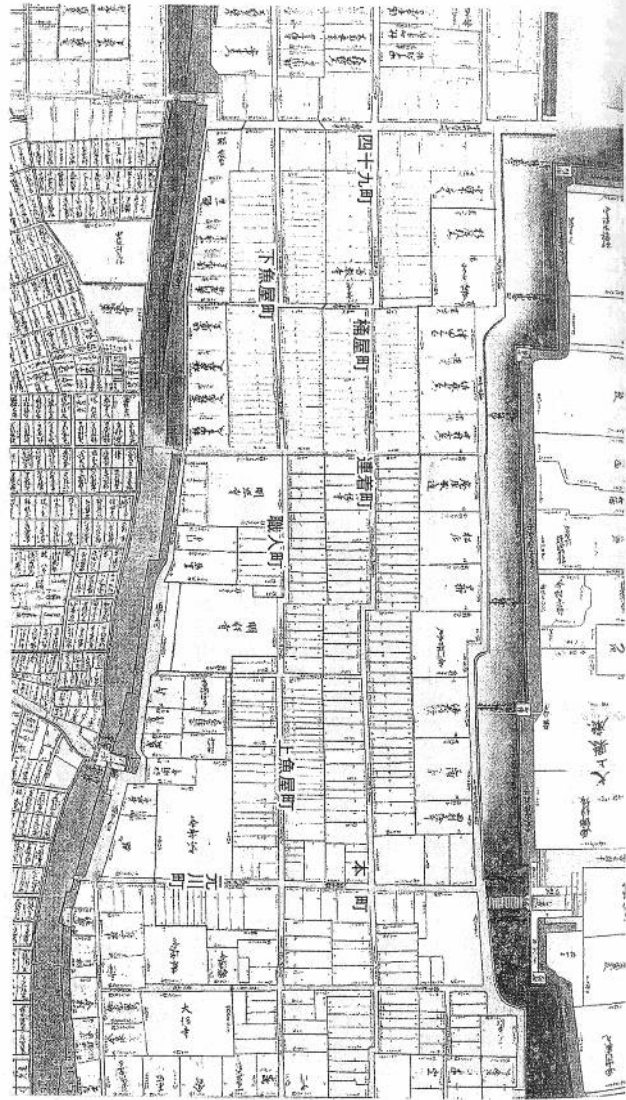


図7 城下町彦根のなかの下魚屋町の位置図（『新修彦根市史』10による。）

改帳を読み込んで得られた知識をもとに、改めて新城下での町人地の成立史を考えて見よう。町割りには本町から始まり、内町（本町手組、四十九町手組）全体に及び、どこも地割りも拝領地となった。下魚屋町に接する上魚屋町でも地割り拝領の記事が由緒聞書のなかにある。このほか図7に見られる、本町、職人町、佐和町、四十九町、安養寺町など内町全体に及んでいる。それも、個々の地面を拝領するというより、町全体がさまざまな理由をつけて地割り拝領の対象とされているように思う。

さまざまな理由とは、①旧城下の町々を「町替」といって移動させ、新城下の町に替え屋敷を与えている。これはかなり広範に行われたようである。下魚屋町だけでなく、上魚屋町も同じく、由緒聞書に地割り拝領の記事が出ている。また石ヶ崎町、佐和町も同じで町替えになった町である。②新城下の建設にともない、潰れ村となった彦根村や善利村の大庄屋など大百姓が、「此辺にて古き人故に」という理由で地割り拝領を受けている。もと彦根村の大庄屋安養寺六郎兵衛の場合、村が潰れた後、替え地として二〇間四方の土地を与えられている。これが安養寺町の町名の由来である。ただ、こうした庄屋クラスは大きな屋敷地をもち、新城下で有力町人になっていったが、他の多くの農民は、下魚屋町の改帳などから見るかぎり、新城下の町々にその姿は見出せない。このほか、③井伊氏の故地である遠州井伊谷や上州箕輪などから引越しの人々に対して地割り拝領されている。さらに、④大坂の陣や彦根築城などで働きを認められた鍛冶や研屋なども地割り拝領を受けている。このことによつて同職の職人町・細工町が展開していったのである。

これまで彦根の下魚屋町の慶安二年（二四九）の改帳から、町方の成立事情を窺ってきたが、このケースがどこでも見られたというわけではない。彦根の場合、ある意味で徹底的に旧城下が否定され、新城下に町替えされただけでなく、城下のスペース確保のために潰れ村がいくつも生じ、かつての大百姓らに替え地を出して町に移して、町人地を設定したといえよう。ただもう一つ、慶安二年は町が出来てからすでに四、五〇年もたっていることである。由緒聞書のなかで「慶長九年武家の地割り相い済て町家へ割渡せる時、本町より割始り、最初拝領いたせしは青根孫左衛門、北川角左衛門、田中九郎兵衛と云ふ、其外も数多^{あまた}あれ共、多くは断絶し、又は所替いたして此町にても今は二三人残れりといふ」と記されている。すでに当初割り渡しを受けた人々は家屋敷を売却し、離散していることは確かである。改帳を読んでも、変化した後だということは感じる。こうしたことも念頭にいれながら、他の城下町に目を向けていこう。

清須越し 名古屋で築城の工事が始まったのは慶長一五年（二二〇）のことで、旧城地の清須からの武家や寺社、そして町人の移住は同年後半にもう始まっている。いわゆる「名古屋越し」し、後には「清須越し」といわれた大移動である（林 芸）。城下には外堀の南側に整然とした正方形の街区、碁盤割りともいわれる町人地を設定した。大手門から南へ走る道が本町通りで、平行する南北方向はどこも「通り」と呼ばれ、いわゆるタテ町である。他方、東西方向に走る道筋はヨコ町になり、京町筋や伝馬町筋のように「筋」と呼ばれていた。南北の通りは熱田へ向い、東西の道は駿河、飯田街道と

美濃街道に連なっている。

こうした町人地の設定と清須からの移動はどう関わるのか。結論を先にいうと、本町通りの町々は清須越しの町で構成されているのである。「蓬左遷府記稿」には町ごとの記事を見ると、①「当町、古来清須住居の者とも、慶長年中に引越」(本町)とか、②「清須越以前は堀川堀留これ有る町、只今の御鷹部屋の辺、尤清須越以前より右の場所住居の町」(堀詰町)といった、どちらかが記されている。つまり清須越しの町か、違うのが問題になっている。それぞれの町数を数えると、「清須越の町々」は六七カ町、「清須越以前よりこれある町々、並びに其砌り出来の分」は一五カ町と大きく分かれる。前者の町々の多くが南北の通り、タテ町にあり、それに他国商人たちの町が加わって配置され、他方、東西の筋、ヨコ町には駿河街道と結びつく伝馬町などと名古屋旧在の町と建設当時の関係者に由来する町などが入って構成されている、という(茨五六)。要するに、清須越しの町の数は、名古屋の目抜きに多く、しかもまとまった地域に存在していることが注目されよう。

城下町名古屋の成立には旧城下町からの引越しが大きいということは、この章の冒頭で紹介した原田論文で指摘されている有力町人の存在でも明らかである。「寛延旧家集」にのる一一五家のうち清須越し町人は九七家、「駿河越し」(徳川義直に随伴して来住)は九家で、他の史料でも似たような比率になる(林五四)。このほか、築城のさいなどに功績のあった城普請棟梁役、呉服所、あるいは銀座などの拝領した町々も清須越しと同じ頃に出来ている。名古屋の成立は、圧倒的に町替え(清須越し)

が大きな意味を持っていたが、注目すべきは、清須越し以前からあった町が組み込まれていることだろう。前述した堀詰町のほかに、納屋町、益屋町、車町、作子町などが名古屋の城下町成立以前に出来ていた旧在の町になるが、こうしたところには中世的な小領主の館や複数の大寺院など、複数の中心核の周辺にあった町場や百姓家が展開していたことはすでに指摘されている(茨五五)。新城下の清須越し優位な町人地のなかで、益屋町や作子町などが独自の位置を占めることを見落としてはならないだろう。

清須からまとまって名古屋に移動してきたということは、佐和山から彦根への町替えを想起する。

たとえば、福井町の家並帳(正徳三年)にある家数二六のうち「代々親より譲請申」した「清須越より持来り候場所」といった地面が五ある。ただ、清須越しの関係文書を読み込んで、町の移動はあっても個々の家屋敷の拝領とか替え屋敷についての言及がない。いづれにしろ、「寛延旧家集」などの地誌類では「清須より引越、居住仕」と記されているだけで、個々の家屋敷を拝領したという形跡はない。この点について、建築史の側からは、名古屋の清須越しの町々の並びが清須の時代のおおよその位置関係に類似していることが指摘され、その上で、清須と名古屋の個々の町の長さの比較、清須の軒数と名古屋になってからの軒役数が同じくらいで、両地の町人地の面積もほぼ一致することなどから、清須の町がそのまま名古屋に移動してきたのではないかと推測している小川保の指摘(二六六)に魅力を感じるの、実は信州松本の事例があるからでもある。

「松本記」(松本市史)によると、天正一三年(一五六)に「御城下町地替」えが行われている。この数年前に深志城を改め松本城とし、大幅な拡張・整備を行った小笠原氏は、町人地の基本型を形づくったといわれている。そのなかで二カ町の町割りが出来たので、「是迄住居の町人へ、御地替への新町の内何方の地成共勝手次第に引越移り候様仰せ付けられ候、よって諸人思々ニ家居を移し候也」とある。ここには、町割りの枠組みは領主側で仕切るが、その後の個々の移住までは関わっていないこと、つまり「諸人思々」の状態が窺えるからである。名古屋では知りえない清須からの町替えや替え屋敷の様子をここに重ねて見るように思う。

町替えて新城下 名古屋とほぼ同じころ、移動を重ねて新城下を建設した例としては越後の高田の場合も挙げられよう。春日山の城主上杉氏が会津若松に去ったあとに入城したのは堀氏で、慶長三年(一五八)のことである。堀氏は春日山から約六キロ離れた関川の対岸にある福島に慶長五年に築城をしている。城下には旧城下や府内から移動した春日町や小町などがあったという。しかし慶長一八年(一六三)に松平忠輝は城郭を再度移し、高田に築城することになった。この移動の理由は、洪水のさいの懸念とか、城地が狭いことへの不満とか言われているが明らかでない(前川ほか一九九)。新城下となった地にはこれまで小さな在町(両人町)があり、陣屋や寺院もあったが、ほとんどが広野に建設されたので、整然とした城下町が建設されることになったという。新城下の高田には、旧来の町が二、福島城下から移動してきたのが一四、開府時に出来たのが四、計二〇の町人町で成立したという(小

村五三)。名古屋と同じで、数少ない旧来の町場に対して、旧城下から移動してきた町の数がはるかに多い新城下町が成立したのである。

ここで注目すべきは、新城下に北国街道や出羽街道を引き入れ、その道筋に福島から移動させた町々を配置させていることである。北国街道ぞいには福島から小町や紺屋町を移し、その裏町に田端町を置いた。町の入口になる信州側には春日町、府内側には西村町を移している。他方、出羽街道は大きく道筋を変え、新城下を通過させ、その道ぞいに旧城下の直江町、善光寺町、長門町、中屋敷町を配置している。福島から移動してきた町は新城下の「町の中心部を抑えている」(小村一九九)。旧来の町の本聖寺町(両人町)や鍋屋町、それに開府時に出来た町は、両替町を除くところも周辺部に置かれたという。

これまで彦根の検討のあと、名古屋と高田を見てきたが、いずれも移動を重ねた城下町で、町替えや替え屋敷を通して新城下町が成立する過程を見てきた。問題は、こうした近世の城下町建設の主流とでもいえる状況がどこから生み出されたかということであろう。ここで注目したいのは、秀吉最晩年の慶長三年(一五八)の大坂城三の丸の拡張工事である。そして内田九州男が指摘するように、この拡張工事によって「大坂町中屋敷替」が行われ、郭内の上町台地の町々人々が、郭外に造成された船場などに移されたのである(内田一九七)。この「大坂町中屋敷替」の実態は必ずしも明らかでないが、船場地区の発掘資料などをふまえて、玉井哲雄は「この一六〇〇年前後の豊臣後期大坂において初め

て、本丸・二の丸・三の丸・惣構、そして外の船場や天満というように、同心円的に広がった都市形態が出来上がった」といい、「近世城下町の画期といってよい」(玉井五三)とまで評価する。慶長三年の「大坂町中屋敷替」は、彦根(慶長八年)、名古屋(同一五年)、高田(同一八年)につながっていくと見るのはそう無理なことではないだろう。この移動する城下町、あるいは大改造した城下町にも共通する状況が展開していったのである。

村寄せで新城下 これまで、城下町の成立を主に町替えという視点から見えてきたが、この過程は同時に村が城下町に組み込まれていく状況でもある。これまで見てきた彦根、名古屋、高田のいずれも、城下町のなかに組み込まれた村、または村人の姿を垣間見ることができるとは、ここでは新城下に組み込まれた村、残された村人たちを視野に入れながら、町ではどんな立場だったのかを見ていきたい。

最初に取り上げたい城下町は大和郡山である。郡山は天正六、七年のころ筒井順慶が城郭を築き、これまでの薬園村と郡山村を母体に豊臣秀長時代には城下の二三カ町を内町とする城下町を成立させている。この過程でどういう変化が生じたかという点、『大和郡山市史』によると、「郡山村の人々は鎮守とともに城下の柳町に移り、ここで半農半商的な生活をはじめ」、残された農民は柳町村と村名を替え、百姓商売と田地所持を生業としていたが、それも町地に侵食され、村民はいなくなった、とある。これを証明するのはかなり難しいが、市史によると、新木村の文禄検地帳には柳町からの出作が過半を占め、それも一石未満層が多いことが示されている。これから類推すると、新城下に移った

とはいえ、柳町の人々はまだ旧村と出作などを通して関わりがあったということではできよう。

大和郡山の状況はかなり普遍的に新城下の町で見られたのではないかと思う。村から町に移ったものと村人も半商半農の状態で、かつ出作入作の関わりを通して、もと村と関わりが見られていたのではないか、ということである。

城下町から周辺農村への出作というのは全国的に知られている。ここでは新城下の成立とからんで問題を提起している高橋信敬の「江戸時代初頭における山形城下の都市域構造上の問題」(高橋五三)という論文を紹介したい。山形は最上氏が元和八年に改易され、次いで鳥居氏、堀田氏などが山形の城主となったが、元和期の検地帳四〇冊から城下町住民の出作状況を洗い出し、結論として各村に満遍なく出作しているより、特定の村に集中していること、この関係はかつての町方に移住した者の出身地であることを指摘している。元和期の多くの検地帳を検討したうえでこの指摘には重いものがある。高橋は、その上で「元の土地をそのまま認めて、新城下へ集住させ、下士や商人や職人へと取り立てたのではないか」と見通しているのは興味深い提言である。この論文を踏まえた『山形県史』は、「これらの町が所持する田畑は、元禄ころに城下町人が買いつつたものではなく、そのほとんどは、すでに最上氏時代からみられたものである」(執筆者は横山昭男)と記述していることも紹介しておこう。

こうした山形は、高橋信敬によると「百姓入りくみ」の城下町ということになるが、別に「村寄

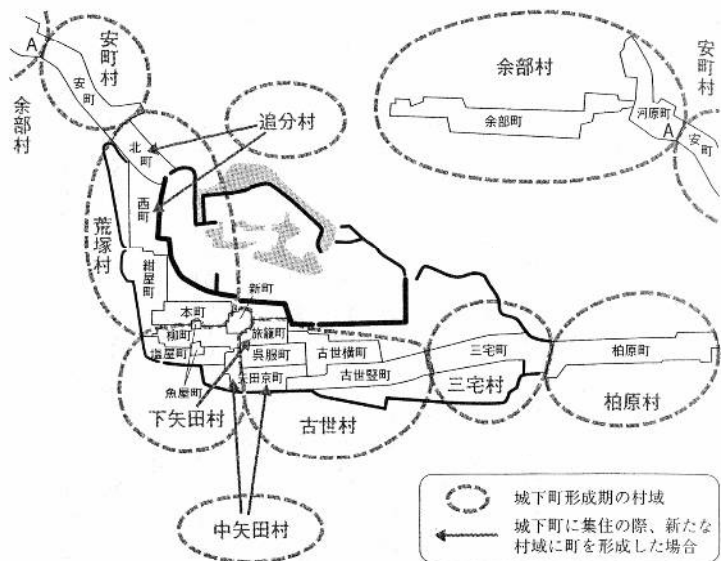


図8 城下町亀山と周辺村落の関係図（『新修亀岡市史』所収）

大和郡山、山形、丹波亀山の事例のほかにも、上田、飯山、松坂、桑名など興味深い近世初頭の城下の町と村々の事例がある。また、町のなかの村名主や組頭が存在も播州三木、常陸の笠間で紹介されている。新城下の成立期には村々との関係が多様な形で見られているのである。

町人地建設の手法 これまで、町人地の街区や地割りについては、天正期を中心とした織豊期城下町の発掘資料に基づいて、前川要が指摘した長方形街区と短冊型地割りのセットが、やがて全国的に拡散して近世城下町となる、という点が指標として重視されてきた（前川充）。その点で、前述した豊臣後期の大坂船場の街区や屋敷割りがセットで実現していることは注目すべき

せ」の城下町というところも出ている。丹波の亀山の場合で見ている。この城下は、明智光秀による天正六年に始まる築城と秀吉の影響下で城郭や城下が整備され、次いで慶長期に惣堀と内堀が出来る、という三段階を経て完成している。注目すべきは城下の形成の仕方、「近辺の村々を被寄、町を作」る（永光五〇）、とあるように近隣九カ村を母体に城下二一カ町が誕生していることである（図8）。たとえば、古世村の地内には古世町、横町、突抜町、呉服町、片原町の五町が出来、荒塚村の地内では本町・紺屋町の二町が、そして下矢田村には新町、旅籠町、柳町、塩屋町、魚屋町というように、城下の中心部が出来ている。

その様相は「桑下漫録」（矢部朴齋）にある図に、村ごとに街道ぞいに町家が建ち並ぶ様が描かれているが、その記述に「町家の輩農を業とし工商共に交じる」（下矢田村）といった記載がどこにもある。こうした記載は、矢田町・京町の享保期の人別改帳のなかにも下作百姓をはじめ農業と結びついてる商人・職人・日雇の多いことで裏付けられることができる（新修亀岡市史）。しかも、こうした亀山の町と村の関係は近世初頭から見られていることを指摘できるのである。寛永一七年の古世村、中矢田村、下矢田村という三カ村の地話帳を見ると、どこも所持石高一石未満、屋敷地のみ所持者が目立つことが『新修亀岡市史』に記述されている。近世初頭にいくつもの村々が集まり新城下を形成したとはいえ、その実態は農業と結びつくことで辛うじて生活を維持している人々であったことを窺わせている。

ことだろう(玉井二五四)。

城下町としての鳥取では、元和年間の城下の拡張工事のあと、袋川の内側に東西に走る智頭街道など三つの基幹道路ぞいと、直交する南北方向の大名小路とで区画された地域に町人地を設定している。そのさい、これまでの町家は「一旦みな撤して」(因幡民談記)、新しい町割りに着手したという。「因幡志」によると、「此町割は光政君の時京都の縦横を移して、每家隔々鬼門を除た」と記されている。町々は縦四〇間、横六〇間の長方形の街区を造り、この街区の前後左右から一八間ずつ取ると、中央部に空き地が出来、これを悪水抜き堀とするとある。この記述で興味深いのは、①元和―寛永期に京都の町割りに倣って町人地の町割りを実施していること、②個々の地割りで奥行きは一八間と定められているが、表間口の大きさは出て来ない。『鳥取藩史』はこの記述を加えて、間口を三間前後の狭長な地面が出来ているとしているが、この記述の根拠は示されていない。③街区中央部に空き地を作り、悪水抜きの堀を作っている、といった点である。

③から見ていこう。実際に慶安年間の城下町絵図で検証しても、主要な街路で区画された長方形ブロックを確認でき、各ブロックの中央付近に悪水抜きの堀の存在も見られる(中林六二)。問題は、②の間口だろう。『鳥取藩史』の数値で計算すると、ちょうど一街区で四二戸分の地面が確保されたことになる。これも一つの判断だろうが、町割りの担当者が判断できることは奥行きの長さであろう。個々の間口の大きさは取得した人の分限に依じて決まるからである。間口の大小が生じるのはありう

ることである。

鳥取の町割りを実施したのは、牢人上がりの土木建築の技術者二人で、そのうちの一人辻新右衛門は、城地縄張り、地方作業の鍛錬者で、宇喜田秀家の普請奉行を勤めた経歴を持ち、城地縄張りや地方作業の専門家で、池田光政の鳥取への国替えのさいに招致され、町割りを担当したと「町人旧功書」に記してある。この町割りで辻新右衛門は備前・播磨の木工を多数呼び寄せ、大工町に居住させていたという。元大工町の寛永期の絵図を見ると、辻新右衛門の隠居名心齋は間口一二間、また新右衛門の三代目孫右衛門は別に間口一一間の地面を角地にそれぞれ所持している(鳥取県史)。

寛永年間の元大工町の絵図で家数を数えると四〇、前述の二軒を除くと一〇間以上の突出した地面を持つ者はいない。残りは四間前後の平均的な地面を大工たちを含めて所持している。このうち最も多いのは四間で一五、次いで五間の九、三間は六と続き、平均すると四・六三間になる。鳥取の町人地の建設は、長方形の街区に中央に水抜きを設け、町割りを担った別格の町人を除くと、間口の大小はありえたとしても、実際の地割りは間口四間前後の平均的な地面を持つ町人を展開させていたことになるう。

もう一つ、城下の町人地建設の過程を見ておこう。伊予の今治で城造りの名人といわれた藤堂高虎が築城を始めたのは慶長七年(一六〇〇)六月であるが、城下に町割りを始めたのは翌八年二月である(愛媛県史)。城郭の北側のほぼ四町四方を町人地とし、町の中央部に当たる三の丸北門辰の口橋通り

に本町を置き、西側内陸部へ米屋町、室屋町を並べ、東側海岸部へ風早町、中浜町、片原町と計六町を配置し、各町は一丁目から四丁目に区分された(新今治市誌)。各丁地は長さ六〇間、横は三〇間の長方形に仕切られていて整然とした街区が成立した。この町割りを担ったのは、紀州から呼び寄せられた田中喜助だといわれている。この町割りにしたがって、「今治旧記」に「今年ノ夏ニ至リ、諸氏へ地所打渡、本町ヨリ家作造営ス」と記されていて、町方へ地面を引き渡している(渡辺則一五七)。

この諸氏とは、城下町となった今治に集まってきた有力な町人であろう。このなかには当然田中喜助も入っている。「今治拾遺」(今治郷土史)にある紀伊国屋(黒田喜助)の家譜を見ると、田中は紀州から呼ばれ諸職人や歩卒などの金銀支配を命じられ、町割りのさい風早町一丁目の東角に表二〇間の地面を受け取っているとある。このほか、国田屋(別宮治兵衛)は越智郡の中村から慶長八年(一六〇三)に今治の本町二丁目に来住し、大年寄役見習いとなってから中浜町二丁目の西側角屋敷に表一七間二尺、裏行一五間の地面を与えられている。また同じ風早町二丁目の角屋敷を町割りのさい受けたのが樽屋(卜部太郎右衛門)で、備後三原から移住である。また、室屋町二丁目に住居を定めたのが柳瀬屋(柳瀬七郎兵衛)で藩の御用達である。菱屋(上田忠兵衛)は本町一丁目東側に表二一間八寸、裏行一五間の地面で酒造並びに呉服商売をし、金銀掛合御用も勤めていた。いずれも、城下町の成立期に町割りに従事し、行政・経済・財政面に力のある特定の町人に大きい地面を与えているのである。

ここで忘れてならないのは、今治村の村高七三〇石のうち四三〇石余りが「御城地形御家中町屋敷

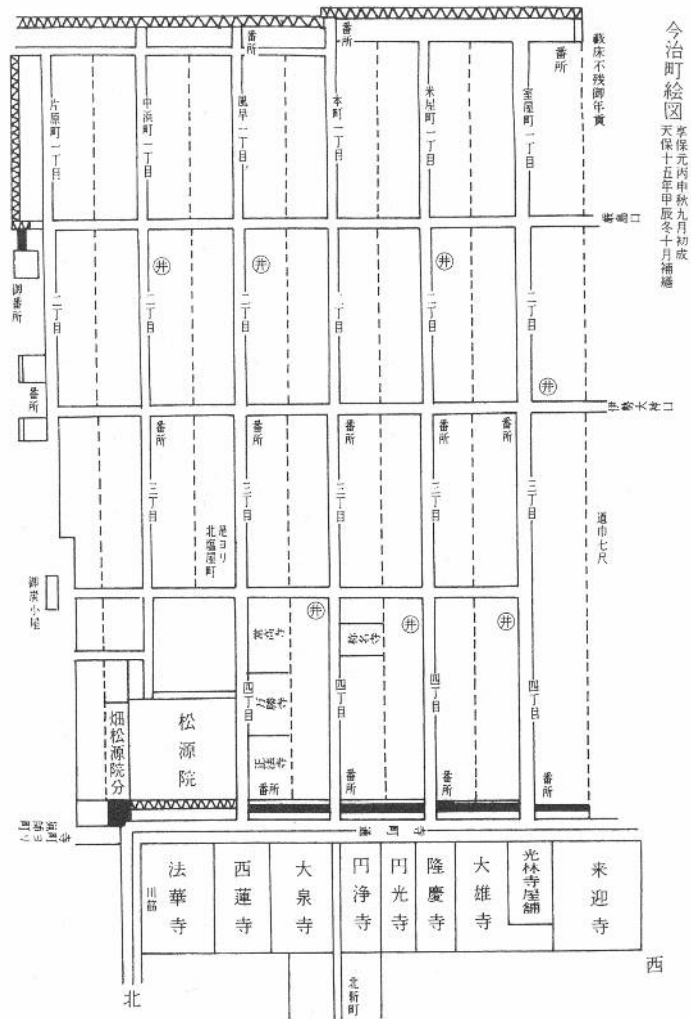


図9 今治の町割り図(『新今治市誌』所収)

に召上げ」られていることである（愛媛県史）。そのため得分を失った村に代償として麴商売や塩商売などの特権を与えたと記録に残されている。しかし、こうした代償で失った得分を回復した者もいただろうが、城下に組み入れた町々で下積みに追いやられた人々が出てきよう。こうした視点で改めて今治の町々を見ると、町割りのさい屋敷地を受け取った大年寄らの地面は、各町の一、二丁目に多いことに気づく。元禄一二年（一六九二）の寸間改帳によると「各町とも一、二丁目には間口一〇間以上の大店が多く、三、四丁目では百姓や足軽も混住した」と『愛媛県史』は記述している。

今治でも、長方形の街区のなかに町人地を展開させ、城郭に近い町々には大店を、遠い町には百姓・足軽を配置し、そうした町を維持するために営業特権を与えた、というのが城造りの名人といわれた藤堂高虎の町人地建設の手法でもある。

城下町の成立期で、町人地は長方形街区の両側町のなかに短冊型の地割りを基本に成立しているが、この縄張りを担当した技術者たちの念頭にあったのは京都の町並みだという「因幡志」の記述は興味深い。かつて小野晃嗣は高岡や飯田の都市計画は京都に準じ、倣っているという文献を紹介していることを想起させる（小野三三）。また、長方形ブロックの中央部に悪水抜き堀を設け入れているということも、江戸、駿府、名古屋などでの会所地の存在とからんで興味深いものがある。ただ、京都と違うのは、地面の表間口に大小の格差が生じていることだろう。これは町割りなどの功績ある者の特権であったり、行政や経済の担い手に対する配慮もあっただろう。あるいは、城下に組み入れられた農村部の庄屋クラスの地面も突出して大きいのが現実であった。そして、その対極には平均して間口三間、四間という地面を確保した多くの町人が、農業や日用などの下積みの人々を含めて組み込まれていたのである。